

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

平成15年5月23日

兵 庫 県

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
1	入札説明書	1	はじめに	「維持管理・運営に係わる事業の契約については、県において必要な予算を措置できた場合には、県とSPCの間で協議を行い締結する」とございますが、維持管理・運営に係わる事業の長期債務負担行為及び議会承認の取得時期を御教示下さい。	設計・建設に係る事業の契約締結後、速やかに維持管理・運営に係る事業の契約締結が出来るよう債務負担行為の設定等手続きを行う予定です。
2	入札説明書	1	維持管理・運営契約	維持管理・運営契約について、県が予算措置ができなかった場合または協議が整わない場合等により契約締結ができなかった場合、基本契約及び設計・建設契約の扱いはどのようになりますか？	基本契約書（案）第7条及び第8条に記載のとおりです。
3	入札説明書	2	1 事業目的	全国障害者スポーツ大会の開催にあたって必要となる特別な備品は、大会主催者等が準備するものとして、提案者が整備すべきものでないと考えてよろしいですか。	全国障害者スポーツ大会における特別な備品は、大会主催者が準備するものとして提案してください。なお、本施設は、障害者も含め全ての人々が水泳及び水を利用し、体力づくり・生涯スポーツの場として利用できるものとして設備・備品も含め提案を求めており、それに対応した整備は事業者（＝提案者）が行うものと考えています。
4	入札説明書	2	2 (1)(2) <設計・建設に関する部分>	ア設計・建設業務の「工事に伴う近隣対策業務」について、含むべき業務範囲を具体的にご提示願います。	合理的に要求されるすべての近隣対策が業務範囲となります。
5	入札説明書	3	2 (1) <維持運営に関する部分>	イ運營業務の駐車場運營業務について、駐車場料金を徴収しない（無料開放）ことを前提とした運営計画でよろしいですか。	本事業による駐車場の運営は料金等も含め事業者の提案を踏まえ決定します。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
6	入札説明書	3	2 (1) <維持運営に関する部分>	イ運營業務の駐車場運營業務について、事業対象外区域の放置車両の監視・取締り等管理は事業者の業務範囲外と考えてよいですか。	ご意見のとおりです。事業者の業務範囲は、事業区域内を基本とします。
7	入札説明書	3	2 (1)(2) <維持運営に関する部分>	イ運營業務の利用者輸送車両運營業務について、対象者・運行処理能力・運転頻度・課金の可否・バス停の設定など具体的に条件・制約がありましたらご提示願います。	提案の内容により必要な関係機関等が異なることから、現時点では詳細な条件・制約等についてお示しすることができません。
8	入札説明書	3	2 (1)(2) <維持運営に関する部分>	イ運營業務の利用者輸送車両運營業務について、周辺鉄道駅などへのバス停の設置などについて県の協力が得られるものと考えて自由に提案してよろしいですか。	県はできる限りの協力を行います。
9	入札説明書	3	2 (1)(2) <維持運営に関する部分>	イ運營業務の利用者輸送車両運營業務について、周辺の開発の進捗状況や利用者数の実態及び路線バス等公共交通機関の計画に合わせて運行の見直しを行うことが必要と考えられますが、その業務内容と費用について、事業中において協議が可能なものと考えてよろしいですか。	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（維持管理・運営）事業事業契約書（案）（以下、「維持管理・運営に係る事業契約書（案）」といいます。）に示します。
10	入札説明書	3	2 (1)(2) <設計・建設に関する部分>	ア設計・建設業務の「施設の引渡し業務」について、含むべき業務範囲を具体的にご提示願います。	プール施設及び健康増進施設の所有権移転業務が主な業務範囲となります。詳細は、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業 事業契約書（案）（以下、「設計・建設に係る事業契約書（案）」といいます。）に示します。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
11	入札説明書	3	2 (2) <維持運営に関する部分>	ア維持管理業務の備品等保守管理業務とありますが、健康増進施設について県所有の備品はないと考えますが、事業者へ委託される維持運営業務はありますでしょうか。	健康増進施設の施設部分と一体不可分の備品については県所有となります。よって、かかる備品の保守管理は維持管理業務に含まれます。
12	入札説明書	4	本事業の事業者選定に係る日程	入札前および入札後にヒアリング等開催されないと考えてよろしいですか。ヒアリング等開催される場合、ヒアリングで提出もしくは持ち込みすることのできない資料・模型等の範囲を具体的にご提示願います。	現時点では、プレゼンテーションによる応札者に対するヒアリングの実施は、予定していません。ただし、提案内容の確認が必要となった場合には、書面若しくは面談による確認を行います。実施に当たっては、必要に応じ代表企業へ通知します。
13	入札説明書	4	本事業の事業期間	20年間の事業経過後、事業終了時の条件については維持管理・運営に係る事業契約にてお示し願います。	維持管理・運営に係る事業契約書(案)に示します。
14	入札説明書	4	本事業の事業期間	事業期間終了後の運営・管理についてどのようにお考えですか。	今後の社会情勢の変化を踏まえ、考えていきます。
15	入札説明書	5	1 (1)引渡し (所有権移転)期限	施設に関する不動産取得税の考え方についてご教示下さい。	現時点では、不動産取得税は課税となります。かかる費用は、提案価格に含めてください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
16	入札説明書	5	1 事業期間	プール施設及びプール施設と一体となった健康増進施設の引き渡し時にプール施設と一体でない健康増進施設が建設途中の状態であらゆる敷地内に残存していても問題ないと考えてよろしいですか？またプール施設と一体でない健康増進施設の建設予定地の状態に関して何かその他条件はありますか。	特に問題ありませんが、のじぎく兵庫国体及び全国障害者スポーツ大会の運営に支障のないよう（開催中の工事を休止等）にする必要があります。
17	入札説明書	5	2 (3) 維持管理・運営期間	維持管理・運営の開始引渡し日について、「のじぎく兵庫国体」と「全国障害者スポーツ大会」開催中の業務の制限など条件があるならば提示願います。	プール施設以外の健康増進施設についての維持管理・運営の開始引渡し日については、国体等による制限はありません。なお、国体等県又は県内公共団体等が主催する各種大会開催時の運営については、それを一般利用に優先して行うものとし、また事業者は各種大会に協力してください。
18	入札説明書	6	1 (1) ウ 工事施工時	「監理技術者を専任で配置」とありますが、建築、設備（電気・機械）における監理者配員の目安があれば、ご教示下さい。	全ての建設工事を総括するものとして、建設業法第27条の18に規定する監理技術者資格者証を有する監理技術者が1名配置されれば、それ以外の配置技術者等体制については事業者の任意によります。
19	入札説明書	8	3 (2)	構成員表（第4-2号様式）の備考2（6）納税証明書（法人税、消費税）とありますが国税のみで県税、市税などは含まれないと解釈して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
20	入札説明書	8	3 3 協力企業	様式10-1のように、事業者から構成員が受託し、さらに構成員から業務を受託する者を協力企業とすることは可能でしょうか。	協力企業とは、応募企業又は応募グループ構成員以外の者で、事業者から直接、本事業に係る業務の一部を受託し、又は請け負うことを予定している者をいいます（入札説明書P8）。様式10-1には、協力企業から委託もしくは下請した企業等もわかる範囲で記載してもらうこととしています。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
21	入札説明書	10	4 (2)各業務に 当たる者の資格 要件	応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業のうちには、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たるものとして、それぞれ以下のアからオまでの各要件を満たす者が含まれていなければなりません。とありますが、各業務を複数社にて担当する場合は複数社のうち1社が各要件を満たすものであれば良いとの解釈で宜しいでしょうか。(例えば、建設を2社で担当した場合にはその内の1社が要件を満たしておけば良い)また、上記の解釈で宜しい場合は様式第4-6号様式～様式第4-14号様式に記載する内容も1社分と解釈して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。 但し、4-6号様式～4-14号様式について、確実に資格要件を満たす場合は1社分で構いませんが、実績等判断が微妙な場合、4-2号様式又は4-4号様式に記載した社の中から複数社を選択した方が安全であると思われます。
22	入札説明書	10	4 (2)ア (ウ) b	1面で1,100平方メートル以上のアリーナを有する体育館とありますが、アリーナの明確な定義をご教示下さい。	板、土、コンクリート、水面等の床面の構造を問わず健康運動、競技のために供せられる空間です。但し、その利用がプールに限られる場合を除きます。
23	入札説明書	11	4 (2) 工維持管理業 務に当たる者	維持管理業務にあたる者の要件としては、p.2で規定の維持管理業務の項目が網羅的に契約書等に明示され、実施している必要がありますでしょうか。また、1社で、整備する個別施設の維持管理を全て実施していることは、少ないと考えられます。応募グループとして、業務の実績があればよろしいでしょうか。	2に掲げる本事業で実施する維持管理業務の全項目について、1社又は応募グループとして全ての実績を求めているものではありません。4(2)エに掲げる「プール、スケートリンク等のスポーツ健康増進施設の維持管理」に概念的に合致していれば可とします。従って、植栽維持管理のみの実績のような場合は不可と判断せざるを得ませんので、1社又は応募グループで極力複数項目の実績を記載することが安全であるといえます。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
24	入札説明書	11	4 (2) 各業務に当たる 資格要件	<p>・工 維持管理業務に当たるもの 平成5年度以降に、プール、スケートリンク等のスポーツ健康増進施設の維持管理を行った実績を有すること。・オ 運営業務に当たるもの 平成5年度以降に、プール、スケートリンク等のスポーツ健康増進施設の運営を行った実績を有すること。 と記載されていますが、プール、スケートリンク等の実績とは、維持管理業務・運営業務ともどちらかの実績があればよいのでしょうか？ プールの維持管理・運営の実績は有るが、スケートリンクの実績は無い場合 スケートリンクの維持管理・運営実績は有るがプールの実績は無い場合 またスケートリンクの維持管理実績ある大手企業は極めて少ないのが現状ですが、 の場合はスケートリンク管理の実績がある企業を応募グループに加えないといけないのでしょうか？</p>	<p>プール、スケートリンク等の実績にかかる要件は、各業務に当たるもの、プール、スケートリンク、スポーツ健康増進施設のうちのいずれかの業務実績を有すれば結構です。</p>
25	入札説明書	11	4 (2) オ 運営業務に 当たる者	<p>プール施設の運営業務に当たるスタッフについて、その者の技能や資格レベルが明確になっておりません。兵庫県が整備するPFI事業であり、国体を開催するような大規模施設にも係らず、有資格者等の配置を義務づけていないのはなぜでしょうか。プール管理者は当然ですが、日本赤十字「救急法救急員」、トレーニングでは「健康運動指導士」等、常駐させ質の高い運営を目指すべきと思いますが</p>	<p>事業者において必要な人員を配置するよう要求水準書に規定していません。施設の運営については、P4 2に業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者としします。プール施設については、P4 5に監視員の規定、P4 7に指導員等の規定を設けています。その他、アイススケート、健康増進施設についても同様に規定しています。</p>
26	入札説明書	11	4 (2) オ 運営業務 に当たる者	<p>運営業務にあたる者の要件としては、p.2で規定の運営業務の項目が網羅的に契約書等に明示され、実施している必要がありますでしょうか。また、1社で、整備する個別施設の運営を全て実施していることは、少ないと考えられます。応募グループとして、業務の実績があればよろしいでしょうか。</p>	<p>2に掲げる本事業で実施する運営業務の全項目について、1社又は応募グループとして全ての実績を求めているものではありません。4(2)オに掲げる「プール、スケートリンク等のスポーツ健康増進施設の運営」に概念的に合致していれば可とします。従って、駐車場運営のみの実績のような場合は不可と判断せざるを得ませんので、1社又は応募グループで極力複数項目の実績を記載することが安全であるといえます。</p>

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
27	入札説明書	12	8 (1) ウ、工 事業契約書	事業契約書(案)の公開時期をお示しください。	既に基本的な内容については交付しています。なお、第2回質問の受付開始までに交付する予定です。
28	入札説明書	13	一般競争入札の実施 9 入札説明書等及び既存資料を示す期間及び場所 (3) 閲覧に供する既存資料 ウ 都市計画道路線形図、縦断面図、標準断面図	施設利用者の自家用車が、敷地北側の計画道路(臨海幹線)の西側方面から計画敷地にアクセスする場合、交差点(臨海幹線と大浜線)においてUターンし東側方面から左折INすることは可能でしょうか? Uターンが不可能な場合、計画道路(臨海幹線)の中央分離帯を部分的に切り、西側方面から右折により敷地内にアクセスすることが可能でしょうか?	臨海幹線から本事業区域への車の出入りは、出来ないものとして考えて下さい。車の出入りについては、基本的に東扇町線からを基本に検討してください。
29	入札説明書	13	一般競争入札の実施 9 入札説明書等及び既存資料を示す期間及び場所 (3) 閲覧に供する既存資料 ク 尼崎臨海西部土地区画整理事業 街区確定図	計画道路(臨海幹線、東扇町線)および計画地盤(街区確定図の計画地盤)は、工事着工時期までに、完成するものとして理解してよろしいでしょうか? 未完成の場合は、計画道路および計画地盤の完成までの工事スケジュールを明示して下さい。	計画道路については、臨海幹線の大浜線との交差点部の西側を除き平成18年度当初の完成を目指して尼崎臨海西部土地区画整理事業により事業中です。事業区域の地盤は現況での引渡しとなります。
30	入札説明書	13	9 (3) 閲覧に供する既存資料	貸し出していた「その他既存資料」中、レベルの記載はO.P.表示と考えて差し支えないでしょうか。	O.P表示です。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
31	入札説明書	15	11 (4) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答	質問者が個別に回答することを求めた質問について、公表可否については質問者の希望が優先しますか？あるいは公表可否について県と質問者の認識に不一致があった場合質問自体の取下げは可能ですか？	第2回目の質問回答時においては、ご質問のとおりとなります。
32	入札説明書	15	12 (3) 申込書	一般競争入札参加申込書(第4-1号様式)のうち応募グループ代表者、応募グループ構成員の代表者を記載する場合において、代表者からの委任状をもって大阪支店長等の名義で対応しても宜しいでしょうか。	支店長が契約に関する権限を有しており、かつ支店名で兵庫県の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、支店長名義で申込みことができます。
33	入札説明書	17	14 (3)開札	8,000百万円が後述の予定価格ということによろしいでしょうか。また、維持管理・運営に係るサービス購入費については価格の上限はないものと理解してよろしいでしょうか。	8,000百万円の解釈についてはご質問のとおりです。維持管理・運営に係るサービス購入費については、より低廉なコスト縮減を期待し、定量化審査においても評価することとしますが、提案価格の上限はありません。
34	入札説明書	18	15 (1) イ提案書	各提案書は、別々に左綴じで製本。とありますが、ファイル等での提出も可能でしょうか？	簡易ファイルによる穴空き綴じで結構です。
35	入札説明書	18	15 (1) イ提案書	電子媒体に収めるデータは第7号様式(1~13)、第8号様式(1~6)、第9号様式(1~14)、第10号様式(1~6)、第11号様式(1)のみと解釈して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
36	入札説明書	18	15 (1) イ提案書	左綴じ製本とありますが、製本の方法に指定はないものと考えてよいですか。	ご質問のとおりですが、簡易ファイルによる穴空き綴じで結構です。
37	入札説明書	18	15 (1) イ提案書	提案書中に、社名やロゴマークなど入札参加者を特定できる表記は可能と考えてよろしいですか。	ロゴマークの使用は、禁止します。 社名等の使用については、事業計画提案書において企業名の記載を求めている様式(第10-1号様式、第10-5号様式、第10-6号様式)を除き、禁止します。
38	入札説明書	18	15 (1) イ提案書	提案書の字体・字の大きさなど制限がないものと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。適宜判断してください。
39	入札説明書	18	15 (1) イ提案書	模型・ビデオなどの提出をすることは可能ですか。	模型・ビデオの提出は認めません。ただし、透視図(第7-20号様式)に代えて、模型写真を提出することは認めます。
40	入札説明書	20	17 (1)落札者の決定	「予定価格の制限」とは、入札説明書p17の14(3)「入札価格8,000百万円(消費税及び地方消費税相当額を含みます。)を超えないこと」と同じでしょうか。	ご質問のとおりです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
41	入札説明書	21	19 (1)入札保証金	資格確認審査により、一定の条件を満たす応募者に対しては、入札保証金を免除することを検討して頂きたいと考えますが、如何でしょうか？また、入札保証金の返却時期についてご教示ください。	ご質問の入札保証金は、入札説明書記載のとおりとします。かかる入札保証金は、設計・建設に係る落札者決定の後に還付します。但し、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当します。
42	入札説明書	21	19 (1)入札保証金	本入札は、入札形式を取っておりますが本質はPFI事業契約であり、他のPFI事例にもある「入札保証金の免除」をご検討いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、本質はPFI事業契約であります。かかる入札保証金は、入札説明書に記載のとおりです。
43	入札説明書	24 (別添資料1)	1 施設の設計・建設の提案に関する条件	提案段階では水連など関連団体からの意見ヒアリングなどを実行するのは不可能であると考えますが、事業者決定後、このようなヒアリングにより施設各部位に大幅な変更が要望された場合、契約額の変更調整はあるのでしょうか。	設計変更の規定に関しては、設計・建設に係る事業契約書(案)に示します。
44	入札説明書	24	1 施設の設計・建設の提案に関する条件	施設の整備・譲渡に対し、建物登記は必要でしょうか。また、事業契約等の詳細が不明ですが、契約書作成に伴う印紙税は、どのように積算すればよいでしょうか。	現在のところ登記が必要という判断です。ただし、落札者の希望、関係官庁の見解によっては変更もありえます。また、印紙税は提案書作成の費用とお考えください。
45	入札説明書	24	2 (3)施設の維持管理業務の提案に関する条件	国体開催中に特別に必要となる業務として具体的にどのようなものがありますか？	大会運営のための場内整理・警備等が考えられます。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
46	入札説明書	24	3 (3) 施設の運営業務の提案に関する条件	(2)の期間中は運営収入として見込まないとありますが、一切の運営業務がないものと考えてよろしいでしょうか。あるならその運営業務を具体的にご提示願います。またその対価の考え方を具体的にご提示願います。	プール施設の施設使用料については、見込まないこととしていますが、その他健康増進施設等については運営は可能です。
47	入札説明書	24	提案に関する条件 2 施設の維持管理業務の提案に関する条件 (3)	(3) のじぎく兵庫国体及び全国障害者スポーツ大会期間中、通常業務に加え特別に必要な業務については、別途、競技会主催者の負担で業務を追加して実施・・・とありますが、業務の実施者も競技会主催者と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
48	入札説明書	24	3 (3)	国体等の期間中は、関連収入を含めて、収入がないとして算出してよろしいでしょうか。それとも通常時を想定して、その他収入を見込む必要があるでしょうか。	質問No. 46と同じです。
49	入札説明書	24	3 (3) 施設の運営業務の提案に関する条件	(2)の期間中は提案する健康増進施設(プール施設と一体となった部分を除きます)の運営をすることもできませんか？	質問No. 46と同じです。
50	入札説明書	25	4 (1) ア資金調達・返済計画	建設一時払い金ですが、前払い金はありますでしょうか、年間の支払い回数等頻度はどのようになっているのでしょうか、設計費は、実施設計の完了時に支払われることによろしいでしょうか。また、割賦支払いは、建設一時払い金で出来高の3/4まで、先行して支払いいただき、残金の1/4が割賦払いの対象となると考えてよろしいでしょうか。	前払いはありません。 基本的に年1回を予定しています。 事業者の提案する設計・建設費及び工事監理費の3/4を建設一時支払金として支払う予定です。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
51	入札説明書	25	別添資料1 4 (1) 提案金額計算用	提案金額計算用の期間について、プール施設が「平成18年5月から平成35年3月 まで(17年間)」とありますが、これは平成18年5月1日から平成35年3月31日 での16年と11ヶ月間と考えればよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
52	入札説明書	25	4 (1) ア (ア) 建設一時支払金	・建設一時支払金は毎年度末に出来高に応じて支払われるとのことですが、支払のスケジュールはサービス購入費の支払と同様に出来高完成確認後事業者が請求書を提出しその後30日以内に支払うとの解釈でよろしいでしょうか。 ・また建設一時支払金の最終の支払はその総額の4分の3に到っていないという前提のもと平成19年3月末の出来高に基づく支払と考えてよろしいでしょうか。	基本的に年度末に出来高の確認を行うこととしていますが、支払いの手続きについてはご意見のとおりと考えています。最終の支払いは健康増進施設及び外構施設の完了後となるため、平成19年度と考えています。
53	入札説明書	25	4 (1) ア (イ) 割賦支払金	入札提案書における基準金利は、平成15年7月4日の5年物TSRとの事ですが、万一の場合を想定し、応募者間での相違を避けるため、基準金利の公表を、7月10日頃までにして頂けないでしょうか？	入札参加資格を有する企業グループの代表企業へ通知します。通知の時期は、7月10日頃までとします。
54	入札説明書	27	4 (4) NEDOの補助金に係る、維持管理運営費の増大	NEDOの補助金を受けた結果、維持管理・運営段階において、一定の報告義務等の追加的な費用が発生した場合は、別途、県の負担との理解でよろしいでしょうか？	維持管理・運営段階における国庫補助金等にかかる業務の費用については、事業者の負担とします。
55	入札説明書	27	4 (4) 国庫補助金等にかかる取り扱い	国庫補助金等が導入される点については、審査上プラスで評価されますでしょうか。	落札者決定基準に示す評価基準に従います。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
56	入札説明書	27	別添資料1 4 (3)保険	県が加入する火災保険の付保範囲をお示し願います。 また、他に県が加入する保険をお示し下さい。	県として加入予定の保険は火災共済のみです。火災、落雷、風水災・氷害・雪害等自然災害、地震もしくは噴火又はこれらによる津波等により損害を受けた場合が対象です。
57	入札説明書	28	1 (1)建設一時 支払金	各年度末の出来高以内の金額を支払う。とありますが、原則、出来高の100%との理解でよろしいでしょうか？または、出来高の4分の3となるのでしょうか？また、「出来高」の定義について、ご教示下さい。国庫補助金対象部分に対する出来高か？あるいは、設計・建設・工事監理業務全体に対する業務完了部分となるのですか？	出来高の範囲内での支払いとなります。国と協議し国庫補助金を受けことが出来た場合は、国庫補助金を活用しその対象部分について建設一時支払金を支払う予定です。
58	入札説明書	28	1 (2)建設一時 支払金	当該金額は見直す(増額)場合がある。とありますが、減額の可能性はないとの理解でよろしいでしょうか？また、増額となる場合は、どのような場合を想定しておりますか？また、最終確定時期は、何時になりますか	建設一時支払金の減額見直しは、ありません。増額となる場合は、国庫補助事業費が3/4を超えた場合を想定しています。よって、建設一時支払金の確定は、最終年度(平成19年度)となる予定です。
59	入札説明書	28	2 (1) 工割賦支払金、 支払条件	割賦金利の計算開始日はプール施設についてはその引渡し日、健康増進施設についてはその引渡し日であると思いますが、その様な理解でよろしいでしょうか？その場合平成19～23年度に支払われる元本の16分の5に対する金利相当額は、平成19年4月から平成24年3月までの5年間の利息(但し元利均等で計算、健康増進施設については実質4年9ヶ月)とプール施設の引渡し日から平成19年3月末までの利息という理解でよろしいでしょうか。(つまり基準金利が同じであれば19～23年度の「元本の16分の5の金額を5年間で元利金等返済する額」の方が24年～28年度に「元本の16分の5の金額を5年間で元利金等返済する額」よりも多くなる)また上記金額を元利均等で支払という理解でよろしいでしょうか。	割賦支払金における割賦金利の計算開始日は、引渡し日に関わらず平成19年4月1日とします。従って、基準金利が同じであれば、19～23年度の「元本の16分の5の金額を5年間で元利金等返済する額」と、24年～28年度に「元本の16分の5の金額を5年間で元利金等返済する額」は同額となります。

入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
60	入札説明書	28	別添資料2 1 (1) 建設一次支払金	建設一次支払金の支払いの年間支払い回数に規定はありますか？設計費は実施設計完了時に支払われますか？また、前払い金は予定されていますか？	建設一時支払金の年間支払い回数は、基本的に年 1 回、年度末に出来高を確認して支払うこととしています。設計費についても建設一時支払金の対象とする予定です。前払い金はありません。
61	入札説明書	28	2 (1) ア 割賦支払金	一時支払金が見直された場合、当然割賦支払金の元本も変更されるとの理解でよろしいですか？その場合、割賦元本の最終確定時期は何時になりますか。	ご質問のとおり、一時支払金が見直された場合、当然割賦支払金の元本も変更されます。また、割賦元本の最終確定時期は平成 19 年度と考えています。
62	入札説明書	28	2 (1) 工割賦支払金	金利計算は 1 年単利。とありますが、具体的な計算方法について、ご教示ください。	割賦支払金の支払額の計算方法については、1 年単位で元利金等払する額を算出してください。各回の支払は、当該年度の確定支払額の 2 分の 1 の額を 9 月及び 3 月の 2 回に分けて支払います。
63	入札説明書	29	2 (1) キ割賦支払金、 支払条件	「金利は、施設引渡し日の 2 営業日前を基準日とする」とありますが、ここでいう施設引渡し日は各施設の引渡し日でしょうか、それとも健康増進施設の引渡し日である平成 19 年 6 月 30 日（予定）でしょうか。	プール施設の引渡し日の 2 銀行営業日前とします。
64	入札説明書	29	2 (1) ク基準金利	・基準金利（5 年物 T S R）は事業期間中 5 年毎に 2 回の改定が予定されておりますが、2 回目の改定においては、以降 6 年間に適用される基準金利となることから、5 年物ではなく 6 年物 T S R の適用に変更いただけないでしょうか。	ご質問のとおり、基準金利の 2 回目の改定（平成 29 ~ 34 年度）においては、6 年物 T S R の適用に変更します。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
65	入札説明書	29	2 (1) ヶ支払条件	「事業者の帰責事由により維持管理・運営に係る事業契約が解除された場合、県はそれ以後の割賦支払金の100分の80を支払うものとします。」とありますが、事業者の帰責とはいえ既に所有権移転が行われており、設計・建設業務が履行完了しているにも係らず、その対価の100分の20が支払われないというのは厳しい規定ではないでしょうか。維持管理費の一定割合とするなど再考願います。	維持管理・運営事業については長期業務となるため、事業者の負担を軽減すべく契約保証金を免除することとしています。一方で県として事業の継続性に係る担保が必要となることから、契約保証金に替わるものとして本規定を設けています。
66	入札説明書	29	別添資料2 2 (1)ヶ割賦支払金(割賦の減額)	事業者の帰責により維持管理・運営に係わる事業契約が解除された場合、県はそれ以後の割賦支払金の100分の80を支払うとありますが、割賦金については県と金融機関がダイレクトアグリメントを結んでSPCの如何に拘わらず支払われていくべき性格のものと思います。本条項は維持管理・運営にかかわる事業の継続性を確保するための措置と思われるが、設計・建設割賦残金の減額ではなく別の形の方策をご検討いただくことは可能でしょうか。	質問No.65と同じです。
67	入札説明書	29	別添資料2 2 (1)割賦支払金(割賦の減額)	事業者の帰責により維持管理・運営に係わる事業契約が解除された場合、県はそれ以後の割賦支払金の100分の80を支払うとありますが、これは割賦元本に於ける減額であり、事業者が資金調達に要した金利に於ける当初のスケジュール通り(基準金利の見直し含む)支払われるとの理解で宜しいでしょうか。 減額の前に、融資金融機関を含めた一定の協議及び事業者に対して相当の期間を定めた上で改善要求等の手続きを確保頂くことは可能でしょうか。	維持管理・運営に係る事業契約が事業者の帰責事由により解除された時点における未払金の100分の80であり、割賦元本のみならず割賦金利を含めた額とします。 金融団との事前協議等については、県と金融団との直接協定の中で双方による協議の上決定されるものと考えます。事業者に対しては、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備(維持管理・運営)事業契約書において定める予定である「乙の債務不履行に基づく甲の解除権」の規定によるものとし、その事由によっては解除に先立って催告をする場合がありますが、解除後、減額開始までの間に特別な調整は設けません。
68	入札説明書	29	別添資料2 2 (2)ア、イ 割賦支払金(支払い手続き)	25ページ別添資料1.4.ア.(イ).dに記載の通り、割賦支払金は3月末および9月末までに支払いがなされると考えますので、請求書は支払月の前月に送付するとしてよろしいでしょうか。	25ページ別添資料1.4.ア.(イ).dは、提案書の提案金額計算用であり、実際の支払いは入札説明書の別添資料3の通りです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
69	入札説明書	29	別添資料2 2 1)ク割賦支払金(基準金利)	基準金利見直しに際しては、TSR中値を基準とするとのことですが、将来的にTSRが廃止となった場合、事業者への融資金融機関との間で定める合理的な基準金利が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
70	入札説明書	30		1 需要の変動について県が1/3・事業者が2/3の負担とされていますが、その負担率を変更した提案は無効と考えてよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
71	入札説明書	30	維持管理・運営に係るサービス購入費の支払方法等について 1 維持管理・運営に係るサービス購入費の算定方法 (2)	(2)・・・物価変動を勘案して改定・・・「___%以上の変動」など、数値の基準がありませんが、0.1%等微々たる水準でも改定の対象となるのでしょうか。他の案件では、1から3%程度と思います。	維持管理・運営に係る事業契約書(案)に示します。
72	入札説明書	30	維持管理・運営に係るサービス購入費の支払方法等について	水道光熱費の供給価格の変動は別途県の負担にして頂けませんか。	維持管理・運営に係るサービス購入費については、消費者物価指数(CPI)の変動を勘案して年1回改定を行うこととしており、光熱水費はCPIの指数品目に含まれております。水道光熱費の供給価格そのものの変動については、県の負担とは考えていません。
73	入札説明書	32 (別添資料3)	3 運営収入について	大会使用時に、健康増進施設(屋内外)は、通常運営すると考えていいのでしょうか。	大会主催者が大会に使用するため施設使用料を支払っている施設以外は、事業者で通常運営可能と考えています。なお、事業者は県又は県内公共団体等が主催する各種大会に協力してください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
74	入札説明書	32	3 (1) 運営収入について	施設内で行うスイミングスクール等の運営収入は「その他の収入」と考えてよろしいですか？	今回の提案においては、その他収入として取り扱ってください。
75	入札説明書	33	別添資料3 維持管理・運営サービス購入費の支払い方法について 1 維持管理・運営サービスに係るサービス購入費の算定方法 3 運営収入について (2)	「運営収入」のうち「施設使用料収入」については、全額県の収入となります。とありますが、運営収入については、月次の収入明細書に基づき、1ヶ月間まとめて県に払い込むと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりとします。入札説明書P35の1の(2)に記載のとおりです。
76	入札説明書	33	別添資料3 維持管理・運営サービス購入費の支払い方法について 1 維持管理・運営サービスに係るサービス購入費の算定方法 3 運営収入について (2)	「運営収入」のうち「施設使用料収入」については、全額県の収入となります。とありますが、地方自治法の改正を待って、サービス購入費と相殺することは理論的に可能でしょうか。	維持管理・運営に係る事業契約については、地方自治法の改正が契約締結までに行われた場合は、協議のうえ改正内容を踏まえた契約の締結を行うこととしています。基本契約書(案)第5条の3に記載しています。

入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
77	入札説明書	33	別添資料3 維持管理・運営サービス購入費の支払い方法等について 1 維持管理・運営サービスに係るサービス購入費の算定方法 3 運営収入について (2)	「運営収入」のうち「その他の収入」については、全額、事業者の直接収入とします。(ただし、「その他の収入」は「変動費」の算定に係わるため、事業者の実質的な収入は、「その他の収入」の3分の2に相当する額となります。)とありますが、売店、レストラン、自動販売機等、仕入原価が発生する「その他の収入」に関しては、どのように考えればよろしいでしょうか。	その他の収入の仕入原価は、提案の内容にもよりますが、運営費用として計上することも考えられます。
78	入札説明書	33	3 (4)	施設使用料の変更の場合の、手続き・スケジュール等はどのようになりますでしょうか。また、何らかの制限等ありますでしょうか。	事業者の提案を踏まえ県が見直しを行い、条例等により設定します。要求水準書P45に施設使用料等の変更について記載しています。
79	入札説明書	33	別添資料3 維持管理・運営サービス購入費の支払い方法について 1 維持管理・運営サービスに係るサービス購入費の算定方法 3 運営収入について (2)	「運営収入」のうち「施設使用料収入」については、全額県の収入となります。とありますが、運営収入を維持管理・運営に係るサービス購入費の支払いスケジュールと合致させ、3ヶ月分を合算して、県に払い込むことはできないでしょうか。	できません。

入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
80	入札説明書	35	別添資料 4 運営収入の取扱 について 2 その他の収 入 (2)	「事業者は、毎月、収入明細書を作成し、翌月の 5 日までに県に提出することとします。」とありますが、その他収入は、事業者の直接収入とし、県に納付しないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりとします。
81	入札説明書	35	別添資料 4 運営収入の取扱 について 2 その他の収 入 (2)	「事業者は、毎月、収入明細書を作成し、翌月の 5 日までに県に提出することとします。」とありますが、収入明細書に、原紙証憑類（領収レシート等）の添付は必要でしょうか。	毎月の提出時には、特に必要ありません。別途、県から要請された場合に提出できるようにしてください。
82	入札説明書	35	別添資料 4 運営収入の取扱 について 2 その他の収 入 (2)	「事業者は、毎月、収入明細書を作成し、翌月の 5 日までに県に提出することとします。」とありますが、県に対し、日次の収入明細書提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	質問 No. 81 と同じです。
83	入札説明書	39	2 (3)、 (4)、(5)	文章中の、「上記イ」「上記ウ」「上記エ」が不明です。	文章中の、「上記イ」「上記ウ」「上記エ」は、各々「上記(2)」、「上記(3)」、「上記(4)」に訂正します。
84	入札説明書	39	別添資料 5 3 (2)ア.(ア) 減額の方法(減 額措置の対象)	善良なる管理を実施しているにも拘わらず突発的に設備の故障が生じたり、施設が損傷を被ったりして営業できない場合が考えられます。この場合、事業者は営業収入減により打撃を受けますが、更にペナルティを科されるのは厳しいと思います。せめて、一年のうちで数日の猶予をご検討いただけませんかでしょうか。また、初年度については猶予日数を通常より増加いただけませんかでしょうか。	事業者が善管注意義務を果たしている限りにおいて、ペナルティーを科されることはありません。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
85	入札説明書	40	3 (2) イ減額算定式	式中の当期確認項目数については、確認項目数が 個の場合、1期が3ヶ月であるので、3× が当期確認項目数ということでしょうか。	原則、ご質問のとおりですが、確認項目の内容によっては、毎月確認しない項目もあり得ます。
86	入札説明書	40	別添資料5 3 (2)ア.(1) 減額の方法(減額算定式)	本算定式では、メインプール、サブプール、屋内健康増進施設、屋外健康増進施設の4施設のうち1施設でも減額措置対象となると全施設について減額されることとなりますが、仕様未達の施設に相当する分のみの減額となるようご再考いただけないでしょうか。また、基準費全額に対しての減額でなく、母数を基準費の20%とか30%とかに圧縮いただくようご再考いただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
87	入札説明書	41	3 (2) イ 当期確認項目数	当期確認項目数はどの程度の範囲(例:100~120項目)を想定しておりますか?モニタリングにおける、各基準値、10pp及び30%が固定とすると、モニタリングに与える1PPのインパクトに多大な影響を与えると思われます。ご教示下さい。また、確認項目の設定にあたっては、事業者と協議の上、定めるとの理解でよろしいでしょうか?	維持管理・運営の詳細な内容が確定していない現時点においては、具体的な範囲は提示できません。確認項目の設定にあたっては、事業者と協議の上、県が定めるものとしします。
88	入札説明書	41	3 (3) イ	不可抗力については、自然災害時に限らず、疫病の発生や、人為的な災害等事業者の努力では避けられない事態が考えられます。それらの場合についても、減額が避けられるようお願いいたします。	「自然災害時の不可抗力」を「自然災害時等の不可抗力」に訂正します。
89	入札説明書	41	別添資料5 3 (3)イ 支払停止および減額の方法	例えば長時間の停電、交通ストライキ、第三者による施設の破壊など、事業者では対処できない場合には、減額措置の対象外としていただけますでしょうか。	事業者が善管注意義務を果たしている限りにおいて、ペナルティーを科されることはありません。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
90	入札説明書	41	別添資料5 3 (3) 支払停止及び減額の方法	要求水準未達とは判断しないケースにつき、「自然災害時の不可効力」とありますが、異常湧水は自然災害に含まれますか。県または尼崎市が湧水対策としてプールの営業自粛を勧告した場合は不可抗力と認められますか。	異常湧水は自然災害を含む不可抗力に含まれませんが、事業者が善管注意義務を果たしている限りにおいて、ペナルティーを科されることはありません。
91	入札説明書	41	3 (3) ア維持管理・運営に係るサービス購入費の減額方法	モニタリングの結果により、維持管理・運営に係るサービス購入費が支払停止となったにおいても、設計・建設に係るサービス購入費の県からの支払には影響はないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。事業者の帰責事由により維持管理・運営に係る事業契約が解除された場合以外は、設計・建設に係るサービス購入費の支払いに影響ありません。
92	様式集		大項目 第4-4 協力企業名簿	備考2に“現時点で、記載できる内容を記載して下さい。(中略)その企業が未定の場合は協力企業の編成のみ...”とあり、構成企業が決まっていれば、協力企業は追加変更できるように受け取れます。しかし、入札説明書P9、4入札参加資格、力には入札参加申込み後は、倒産等を除き、変更出来ないとの記述があります。様式第4-4が優先すると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書P9、4入札参加資格、力のとおり入札参加申込み後は、倒産等を除き変更出来ません。よって、第4-4号様式に記載された企業は、基本協定書第7条においてSPCから業務を受託し、又は請け負う者として定められます。しかしながら、SPC設立後については尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備(設計・建設)事業契約書において、これら以外の者に受託させ又は請け負わせる場合には、事前に県の承諾を得ることとする旨の規定を定める予定としています。 従って、第4-4号様式に記載する企業は、その時点で確定しているもののみ記載し、当該企業の参加が不確定であり、かつ、当該企業を除いて既に必要な入札参加資格要件が満たされている場合は、具体的な企業名は記載せず、編成予定のみとしても差し支えありません。
93	様式集		第4-7号様式 配置予定技術者の資格及び設計経験	配置予定技術者の資格及び設計経験「業務概要」にて、「入札公告等において入札参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目」とありますが、具体的には何を記入したらよいのでしょうか。	入札説明書 4(2)ア(ウ)、同イ(オ)、同ウ(ウ)に規定する経験となりますので、業務に従事した年度、施設の名称、プール・体育館の別及びその規模、施主等を記入してください。 (4-7号様式, 4-10号様式, 4-12号様式共通)
94	様式集		第4-7号様式 配置予定技術者の資格及び設計経験	「備考」の「2 配置予定技術者は3名以内で記載し、～」とありますが、建築、設備(電気・機械)共記載するのでしょうか。また、契約後の変更は認められるのでしょうか。	必要とする要件は、建築、電気設備、機械設備等の区分なく、入札説明書 4(2)ア(ウ)、同イ(オ)、同ウ(ウ)に規定する経験を有する者各1名の配置です。従って、これ以外の配置については事業者の任意となります。なお、契約後の変更禁止条項は設けていませんので、協議のうえ県の承諾を得れば変更可と考えて構いません。 (4-7号様式, 4-10号様式, 4-12号様式共通)

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
95	様式集		第4 - 13号様式 同種又は類似の 施設の維持管理 業務	備考の3に実績がわかる契約書等の写しを添付してください。とありますが、通常は契約先と秘密保持を交わしており、一方的に提出する事はできません。許可がいただけた所に関しては添付いたしますが、提出期間までに許可が下りない場合も含め、これにより応募事業者が不利にならないようにしていただきたいと思えます。	契約書 ” 等 ” としておりますので、契約書の写しが添付できない場合、実績を裏付ける資料（掲載記事やパンフレット等）でも構いません。また、これら適当な資料も無い場合においては、一般競争入札参加申込書における誓約事項に基づき、事実と相違ない実績概要書を添付して下さい。 (4 - 8号様式 , 4 - 13号様式 , 4 - 14号様式共通)
96	様式集		第4 - 13号様式 同種又は類似の 施設の運営業務	備考の3に実績がわかる契約書等の写しを添付してください。とありますが、通常は契約先と秘密保持を交わしており、一方的に提出する事はできません。許可がいただけた所に関しては添付いたしますが、提出期間までに許可が下りない場合も含め、これにより応募事業者が不利にならないようにしていただきたいと思えます。	質問No.95と同じです。
97	様式集		様式4-13号様式 同種又は類似の 施設の維持管理 業務実績 備考 契約書の写し	協力企業にも同種又は類似の施設の維持管理業務実績として契約金額を含めた契約内容の記載と契約書等の（写し）を要求されておりますが、契約書には守秘義務規定があり、契約相手先から提出を断られた場合は、協力企業として参加できないこととなりますか。	質問No.95と同じです。
98	様式集		様式7 - 5号	「配置計画、動線計画、個別施設の建築計画、設備計画、備品計画、福祉への配慮事項等を盛り込むこと」とありますが、スペースが限られているため設備計画については第7 - 7号様式で記述するものと考えてよろしいですか？	第7-5号様式の枚数制限をA4版5枚以内に訂正します。 第7-5号様式においては、できる限り記載してください。やむを得ない場合は、その該当内容の転記先様式番号を明記してください。ご質問の場合、第7-7号様式または、第11-1号様式に記載してください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
99	様式集		様式7-5号	「配置計画、動線計画、個別施設の建築計画、設備計画、備品計画、福祉への配慮事項等を盛り込むこと」とあり、A4版2枚となっています。また第7-2号様式において「利用者の快適性、安全性・防災性及び利便性確保のための工夫」とありますが、枚数制限がA4版5枚となっています。内容的に第7-5号様式の枚数制限がA4版5枚、第7-2号様式の枚数制限がA4版2枚が正ではないか、ご確認願います。	第7-5号様式の枚数制限をA4版5枚以内に訂正します。第7-2号様式の枚数は訂正しません。
100	様式集		様式7-5号	第7-5号様式を第7-3号様式より先に記述した方が内容をご理解いただきやすいと考えますが、様式の順番の入れ替えてもよろしいでしょうか。	順番の入れ替えは認めません。
101	様式集		第7-13号様式 [1/2] 費目内訳表	費目内訳表において直接工事費の中にある「50mプール設備工事費」、「25mプール設備工事費」、「スケート設備工事費」とあるのは設備費（可動床など）のみをさすと考えてよろしいでしょうか。従って、「建築仕上げ工事費」については欄を追加して記載する形で宜しいでしょうか。	「50mプール設備工事費」、「25mプール設備工事費」、「スケート設備工事費」とは、その工事範囲の設備費を示します。従って、「建築仕上げ工事費」については欄を追加してください。
102	様式集		第7-13号様式 [2/2] 細目内訳表	一般的な見積書の細目が必要でしょうか。提案書にて示す細目については、各施設、各工種ごとの項目程度と考えています。お考えをお示してください。	提案書提出時においては、ご質問のとおり各施設、各工種ごとの項目程度と考えており、細目まで提出する必要はありません。細分化の目安としては、「型枠工事 m ² 」「鉄筋工事 t」程度とし、金物等は内外で分け、建具等は材種で分ける程度とお考えください。ただし、別途県から細目の提出要請があった場合には、速やかに対応してください。
103	様式集		様式集第7-13号 様式 [2/2]	内訳書の位置付けはどうお考えでしょうか。どこまでの内訳項目が必要でしょうか。	質問No. 102を参照して下さい。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
104	様式集		7-13号様式 [2/2] 初期投資費用見 積書（細目内訳 表）	細分化の目安をお示し下さい。	質問No.102を参照して下さい。
105	様式集		第7-14号様式～ 第7-20号様式	第7-14号様式において、本事業区域外の範囲（第1工区や全体計画区域）の計画を提案もしくは表現することは可能でしょうか。	本事業に関連すると考える部分について提案・表現は可能です。ただし、本事業区域外の提案・表現はあくまで参考です。
106	様式集		第7-14号様式～ 第7-20号様式	第7-14号様式～第7-19号様式について、レイアウトの関係等から縮尺をある程度変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。	原則として様式集に記載の縮尺としてください。ただし、レイアウト上やむを得ず変更する必要がある場合は最小限の変更とし、縮尺及びスケールバーを明示してください。
107	様式集		第7-14号様式～ 第7-20号様式	第7-19号様式について、縮尺1/500とありますが、系統図が求められているため縮尺の指定はないものと考えてよろしいですか。	第7-19号様式において、縮尺の規定が困難な場合、指定はないものとします。
108	様式集		第7-14号様式～ 第7-20号様式	第7-20号様式について、隣接街区はモノトーンとありますが、モノトーンとは白黒で表現してよいとのことですか、もしくは無彩色として何も表現しないということですか。	隣接街区については白黒（グレースケール）で描画し、建築物などは施設のボリュームをワイヤフレーム等により示す程度とし、過度なデザインをせずに表現してください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
109	様式集		第7-14号様式～ 第7-20号様式	第7-20号様式について、隣接街区はモノトーンとありますが、隣接街区とは第1工区以外と考え、第1工区は表現してよいと考えてよろしいですか。また、川・海・高速道路などは表現してよいと考えてよろしいですか。	ご質問のとおり、隣接街区とは第1工区（約7ha）以外の部分とし、第1工区内については整備イメージを表現して頂いて結構です。また、川・海・高速道路については最小限の表現とし、必要以上の点景等は表現しないでください。
110	様式集		第7-14号様式～ 第7-20号様式	第7-20号様式について、模型写真に変えることも可能ですか。	可能です。
111	様式集		第7-20号様式 透視図	「敷地全体」は3haをさずと考えて宜しいでしょうか。「隣接街区」とは7haの敷地と接する周辺敷地と考えて宜しいでしょうか。	敷地全体とは、提案による事業区域です。隣接街区とは、ご質問のとおりです。
112	様式集		第8-1号様式、第9-1～ 11号様式	（企業名の表記について） 業務の執行体制やにぎわい創出、広告宣伝募集計画等において具体的に企業名等を提案書の各所に記載する必要があると考えられますが、具体的企業名の記載制限（表記可能様式番号内容等）の判断基準についてご教示下さい。	質問No.37を参照して下さい。
113	様式集		維持管理計画提案書 様式8-5 (1/3～ 3/3)	協力企業から一部の業務を再委託するような場合も考えられますが、再委託費用はその他におり込めばよろしいですか。	ご質問のとおりです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
114	様式集		様式8-5号(1/3~3/3)	県所有のプール施設に係る備品, 事業者整備の健康増進施設に係る備品のメンテナンス修繕等の費用は共に合算し「備品等保守管理業務」の「その他」に計上しておいて宜しいですか? また事業期間内に備品の「更新」のある場合は大規模修繕提案書(参考)に記載すべきですか?	その他の計上については、ご質問のとおりとします。備品の更新は事業範囲に含まれます。よって、当該様式に記載してください。
115	様式集		様式8-6号	事業期間中に県所有のプール施設に係る備品, 事業者整備の健康増進施設に係る備品にそれぞれ「更新」のある場合は大規模修繕提案書(参考)に計上するのでしょうか, それとも様式8-5号「備品等保守管理業務」の「その他」に計上するのでしょうか?	質問No. 114を参照して下さい。
116	様式集		7-13号様式[1/2] 初期投資費用見積書(費用内訳表)	直接工事費のうち建築内外装工事費は 建築躯体工事費に含めるのでしょうか, それとも項目を追加してよいのでしょうか。	建築躯体工事費に含みます。ただし、第7-13号様式[2/2]では、項目を追加して記載してください。
117	様式集		8-5号様式[2/3]号 維持管理費用見積書	例えば受電後に必要となる電気主任技術者の費用など、施設管理側(所有者代行)として必要な維持管理費が平成17年度に発生します。どのように計上すればよいのでしょうか。	ご質問のような施設整備にかかわる経費については、初期投資費用見積書(第7-13号様式)に計上してください。ただし、施設引渡し日より前に発生する維持管理業務及び運営業務に係わる費用については、平成18年度の欄(第8-5号様式、第9-13号様式)に計上してください。
118	様式集		9-13号様式[1/3] 運営費用見積書(運営費用の内容)	本施設は公共施設であり、事業所税は掛からないものとしてよろしいでしょうか。	関連法令等に準拠してください。一定規模以上の事業所に課税されません。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
119	様式集		9-13号様式[2/3] 運営費用見積書 (年度毎)	例えば運営前の広報宣伝活動、運営担当員の教育訓練など平成17年度に発生する費用については、どのように計上したらよろしいでしょうか。	施設引渡し日より前に発生する維持管理業務及び運営業務に係わる費用については、平成18年度の欄(第8-5号様式、第9-13号様式)に計上してください。
120	様式集		9-2号 個別運営業務説明書	健康増進施設運営業務は屋内施設、屋外施設と業務内容が多いので複数枚となってもよろしいでしょうか。	各業務につきA4版1枚以内として記載してください。(健康増進施設運営業務が複数業務になる場合については、各業務につきA4版1枚としてください。合わせて5枚以内としなくても結構です。)
121	様式集		10-3号様式 [1/4] 長期収支計画表	PIRRの算出はALL EQUITYベースでの指標との理解で宜しいでしょうか。御参考迄に貴県のお考えになる算出式を御教示頂くことは可能でしょうか。	PIRRは、事業期間中における事業者の総投資額(出資金、借入金、運営期間中の投資等)をキャッシュアウトフローとし(建設一時支払金は含みません。)、税引後元利償還前キャッシュフローをキャッシュアウトフローとして計算してください。
122	様式集		10-3号様式 [1/4] 長期収支計画表	備考8に本様式はMS-EXCELで作成の上、CD-ROMにてファイルを提出すると思いますが、提出する様式以外にリンクするシート(前提条件等)が添付されたものを提出させて頂くことは可能でしょうか。	可能です。
123	様式集		10-3号様式 [1/4] 長期収支計画表	実際の法人税の支払い時期は4月以降になり、損益計算書上の法人税支払い時期(年度内)と差異が生じますが、本長期収支計画表では損益計算書上の法人税支払い時期として計上してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりとします。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
124	様式集		10 - 3号様式 [1/4] 長期収支計画表	備考2に、県税込として不動産取得税の記載がございますが、SPCが地方税法上の原始取得者となる場合でもBTOなので当該税金は課税されないものと理解しておりますが、貴県の見解を御教示下さい。	現時点ではBTOであっても一旦SPC原始取得者となるので、課税されるものと考えています。
125	様式集		10 - 3号様式 [1/4] 長期収支計画表	評価指標において、PIRR、EIRR等は内部収益性の指標であり、各事業年度における指標とは異なるため、任意に様式への記載方法を調整しても宜しいでしょうか。（現在、事業年度毎に欄が用意されております）	ご質問のとおり、PIRR、EIRRについては各事業年度毎に記載するものではありませんので、当該様式のLLCR記載欄と同様に様式を加工のうえ記載してください。
126	様式集		様式10 - 5	切捨て方法は、各項目毎に切り捨てて計算するのか、表記のみ切り捨てるのか、PIRRの初期投資は、建設一次支払い金も含むのか、割引率の起算時点はいつか等細部で確認が必要な点があります。計算式が組み入れられた様式をいただけないでしょうか。また、計算例等をお示しいただけないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期収支計画表への記載方法については表記のみの切捨てとし、端数以下の数値を含めて計算してください。なお、提出する電子データ（Ms-Excel形式）には計算式を残してください。 ・PIRRの初期投資には建設一時支払金を含めないで計算してください。 ・現在価値化の基準年度は平成15年度として計算してください。 ・計算式が組み入れられた様式をお示しすることは予定しておりません。
127	様式集		様式10 - 6 2 資金不足への 対応策	すべての欄への記入が必要でしょうか。	「該当なし」を含め、すべての欄へ記入してください。
128	要求水準書	1	第1 総則 1) 広く県民の健康運動の場として水泳を中心とした施設づくり 2)	“高齢者をはじめ障害者を含め”とありますが、障害者はどの程度（例、知的障害者など）まで検討すればよろしいですか？	県としては、要求水準書に記載のとおり「高齢者をはじめ障害者も含め全ての人々が利用できる施設」を目指しており、そのコンセプトを踏まえた提案を求めています。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
129	要求水準書	1	第1 1 施設の設置目的	需要の変動について事業者が2/3の負担とされています。需要者の変動については本事業敷地周辺の開発の計画内容とその進捗の影響を多大にうけます。「尼崎21世紀の森構想」における「自然とのふれあいの森」・「まち交流拠点」・「産業育成・支援拠点」の整備時期・規模内容などの条件をご提示願います。また、県から提示された条件が変更された場合サービス購入費の支払いについて再考される仕組みづくりをお願いします。	尼崎の森中央緑地の内、都市計画緑地については第1工区は平成14年度より事業着手し、平成21年度末の完成を目指しており、引き続き残る区域の事業を行う予定です。また、港湾緑地については平成14年度より事業着手しています。「自然とのふれあいの森」は構想では都市計画緑地及び港湾緑地の南側に想定されています。現在、緑地全体の基本計画を策定中であり、具体の施設内容等は、今後順次確定予定です。まち交流拠点については、平成16年度に事業企画コンペを予定しています。産業の育成・支援拠点については、平成17年度よりの分譲開始を目指しています。周辺の開発状況等による需要変動への対応については、行政がある程度の需要変動リスク負担することとし、県と民間が1：2で負担することとしています。
130	要求水準書	1	第1 1 施設の設置目的	「尼崎21世紀の森構想」における「自然とのふれあいの森」・「まち交流拠点」・「産業育成・支援拠点」の整備にとともに、本施設の建設に条件や制約、また調整が要する事項がありましたら、ご提示願います。	本事業区域をはじめ尼崎の森中央緑地の大半を含む区域については、尼崎臨海西部土地区画整理事業区域内であり、周辺の道路整備等はすでに着手されています。また、県事業による緑地整備等も今後着手されます。それらの整備事業との調整は必要です。
131	要求水準書	1	第1 1 施設の設置目的	需要の変動について事業者が2/3の負担とされています。需要者の変動については公共交通機関の路線開通などの影響を多大にうけます。公共交通機関の計画について具体的に要求水準書等でご提示願います。また、県から提示された条件が変更された場合サービス購入費の支払いについて再考される仕組みづくりをお願いします。	今回の提案は現状で検討してください。サービス購入費の再考は現時点では考えていません。
132	要求水準書	2	3 (3) 創意工夫の発揮について	創意工夫を発揮して提案したものについて(健康増進施設の提案を含む)、落札後、県との調整の中で、認められないものがあつた場合や、実施内容や営業時間、料金等に変更が生じた場合には、提案したサービス購入費が変更(増減)されるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的には、提案内容を尊重し契約を締結することとしています。
133	要求水準書	2	第1 3 (3) 創意工夫の発揮について	要求水準と同等あるいはそれ以上の性能の代替案がある場合の提案方法・金額の提案の仕方・性能の証明の仕方についてどのように考えられていますか。	当該提案様式の中で自由に表現してください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
134	要求水準書	3	第14(1)プール施設 ア、メインプール施設	メインプール(50m)室は、夏季の水泳のほか、アイススケートリンクとして利用するものとする。と記載されていますが、年間営業のうちプールとして営業しなければならない日数、また、スケートリンクとして営業しなければならない日数の取り決めはありますか？プールからスケートリンク、スケートリンクからプールへの転換時期は何月何日と決まっていますか事業者提案として、プール・スケートリンク以外にフロアーとして利用することは可能でしょうか	メインプール室については、水泳とアイススケートの両スポーツによる利用が基本です。要求水準書においては、両スポーツの営業期間等に特に規定は設けていませんが、夏季は水泳、冬季はアイススケートとし、転換期間の短縮により利用可能日数を増やすよう求めています。
135	要求水準書	4	4(2)ア第1次施設整備	運営収入見積のため、平成18年6月 国体リハーサル大会の開催(予定)の専用する日数をお示し下さい。また平成18年度の水泳、スケートの大会利用日数をお示し下さい。	平成18年度の各種大会開催日は、国体及び全国障害者スポーツ大会を除き平成19年度以降と同様25日程度を予定しています。その中に国体リハーサル大会も含まれます。
136	要求水準書	4	第1 総則 (1)施設構成 健康増進施設 (提案施設)	提案施設は、都市公園法第2条第2項の「公園施設」に該当する運動施設及び便益施設とありますが、提案施設内の「温浴施設」は都市公園法施行令第4条第4項の温水利用型健康運動施設ということですか？この場合、温水利用型健康運動施設の明確な定義(例：プール付帯の気泡浴槽、クアハウス、スーパー銭湯、健康ランド、サウナ、風呂、温泉等)を教えてください。	温水利用型健康運動施設、運動施設(プール施設等)の付帯施設としての気泡浴槽等考えられます。温水利用型健康運動施設とは、温水を利用した種々の軽運動を行うための施設であり、記録や勝敗を争う競技スポーツを含め、水泳の用に供するものではなく、水中における歩行、エアロビクス等の基礎体力を少しずつ高めていくことを目的とした運動、ある程度継続して行う軽い全身的な運動を行う施設です。したがって、保養のためのいわゆるクアハウスはこれに含まれません。
137	要求水準書	4	第14(2)整備スケジュール	「健康・文化の森」約7haのうち、本施設の敷地約3ha以外の部分の整備は、平成17年度に完了すると考えてよろしいでしょうか。	本事業区域外については、平成15年度より整備に着手することとしており、平成21年度末の完成を目指しています。なお、平成18年度には概成を目指しています。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
138	要求水準書	4	第1 4 健康増進施設 (提案施設)	便益施設として「宿泊施設」と記載されていますが、「尼崎21世紀の森構想」「尼崎の森中央緑地」の整備に伴い、宿泊施設を提案する場合、近隣のホテル・旅館組合からのクレームは無いのでしょうかまた、県は宿泊施設を設置してよいか、上記の組合とは既に協議されているのでしょうか	例示として記載しているものです。現時点では特に協議していません。
139	要求水準書	5	第2 1 (1) ア 施設の設計	駐車場について、「国体等の各種大会時の臨時対応は除く」とありますが、魅力的な健康増進施設等を提案させていただくことによって、積極的に臨時駐車場(本事業区域外)を利用する提案をしてもよろしいでしょうか?	提案はかまいません。本事業区域外の駐車場整備は、提案も参考に県が行う予定です。
140	要求水準書	5	第2 1 (1) ア 施設の設計	本施設において県による興業的な利用(興行場法の適用を受ける利用)はないと考えてよろしいでしょうか。	県は現時点では考えていません。
141	要求水準書	5	第2 1 (1) ア 施設の設計	第1工区内の事業区域外に駐車場が設置される場合、事業区域内の施設利用者がこれを使用することは可能でしょうか。	利用可能です。
142	要求水準書	5	第2 1 (1) ア．施設の設計	本施設利用者は別途県が整備される臨時駐車場を無料で使用できると考えてよろしいでしょうか。また、臨時駐車場の対象地(要求水準書p.71の「全体計画」「第1工区」どちらを念頭におけば宜しいでしょうか)、整備時期、規模、利用可能時間の制限有無等ご提示ください。	県は、緑地全体の施設整備に合わせ、適宜駐車場等の整備を行うこととしています。現時点では料金については検討中です。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
143	要求水準書	5	第2 1 (1) ア施設の設計	「施設の運営に必要な駐車場（国体等の各種大会時の臨時対応は除く）」とあり、一方p.21で「大会時に臨時的に駐車場を確保できるスペースを確保」とありますが、本事業での整備範囲の考え方を明示願います。	本事業範囲は5ページのとおりです。21ページの駐車場の備考欄は削除します。
144	要求水準書	5	第2 1 (1) ア施設の設計	「施設の運営に必要な駐車場」の計画に、出入口の規定等特定の制限などがありましたらご提示願います。	質問No.28と同じです。
145	要求水準書	5	第2 1 (1) ア施設の設計	「施設の運営に必要な駐車場」は本事業区域（約3ha）において整備する必要があると考えてよろしいですか。また、賑わいの創出のため、より魅力的な健康増進施設を提案し、別途県が整備される臨時駐車場を積極的に利用することを前提としてもよろしいでしょうか。	施設の運営に必要な駐車場は本事業区域内に整備してください。なお、県が臨時駐車場をはじめ緑地内において整備する駐車場は、緑地全体の施設整備に合わせ行うものであり、その整備内容等は今後検討予定です。
146	要求水準書	5	第2 1 (1) 施設の設計	本事業敷地の外に第1工区において整備される臨時駐車場について、規模・位置等提案することは可能ですか。また提案が可能な場合、駐車場・駐輪場計画に関して特定の制限などがありましたらご提示願います。	県は、緑地全体の施設整備に合わせ、適宜駐車場等の整備を行うこととしています。提案は可能ですが、本事業区域外の提案はあくまでも参考とします。
147	要求水準書	5	第2 1 (1)事業者の業務範囲	第1工区内の本事業区域外について、どのような整備予定でしょうか。また、その部分の整備内容について、提案を行い、その内容にあわせて外構等の計画は可能でしょうか。	尼崎の森中央緑地の内、都市計画緑地については第1工区は平成14年度より事業着手し、平成21年度末の完成を目指しており、引き続き残る区域の事業を行う予定です。また、港湾緑地については平成14年度より事業着手しています。現在、緑地全体の基本計画を策定中であり、具体の施設内容等は、今後順次確定予定です。提案は可能ですが、本事業区域外の提案はあくまでも参考とします。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
148	要求水準書	5	第2 2 (1) イ 敷地面積	第1工区7haの内、事業範囲の3ha以外の4haについて、整備予定時期をお示しください。又、周辺施設計画は、本事業の民間事業者からの提案を反映するものになるのでしょうか。	質問No.147と同じです。
149	要求水準書	5	第2 2 (1) カ 周辺インフラ整備	敷地周辺のインフラ図、資料等があれば、開示願わないでしょうか。	周辺の道路計画等は閲覧資料として、すでに開示しています。
150	要求水準書	5	第2 2 (1) 敷地条件	「本事業区域は『概ね』3ha」とありますが、要求水準書P.5の5の(6)の「(~㎡)程度」の定義と同様に当該面積から±10%の範囲を持つと解釈してよろしいですか？また、入札に関する配布資料すべてにおいて「約」「概ね」「程度」等の数字に付される幅を持たせた表記はすべて±10%の範囲を持つと解釈してよろしいですか？	本事業区域の「概ね3ha」は、最大3.5ha未満まで可、最小は必要な施設・機能が確保されていれば特に下限はありません。要求水準書において~㎡程度という記述は、救護室のみであり、自由な提案を求めることから5ページの用語等の(6)は削除します。
151	要求水準書	5	第2 2 (1) 敷地条件	西側運河側の敷地はどのような計画となるのでしょうか。また、道路が整備される場合、そこからの出入りは可能なのでしょうか。	港湾緑地として整備します。道路計画等については今後検討予定ですが、本事業区域への出入りは基本的に出来ないものとして検討してください。
152	要求水準書	5	第2 2 (1) 敷地条件	西側運河側の整備予定があるのであれば、いつ頃整備されるのでしょうか。	港湾緑地として整備します。第1工区に隣接する港湾緑地の整備時期については、隣接する都市計画緑地の整備に合わせて行う予定です。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
153	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	「尼崎21世紀の森構想」の各ゾーンの施設整備イメージについて、現在いただいている資料の他により詳細なものがありましたら開示願えないでしょうか。	尼崎の森中央緑地の基本計画は現在策定中であり、現在公表している資料以外にありません。なお、基本計画の策定状況については、21世紀の森担当のホームページを参照してください。
154	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	敷地はどのような状態（整地状況）で引渡されるのでしょうか。その状態の地盤の詳細な標高レベルのデータがあるのであれば、開示願えないでしょうか。	現在の状況での引渡しです。
155	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	国体開催時の臨時駐車場の位置規模等のご計画があれば開示してください。	今後具体の計画策定予定です。現時点では開示するものではありません。
156	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	全体計画（18.9ha）内の事業区域外の敷地は、工事中に仮設工事事務所、製品仮置・組立場、工事車両用駐車場、場外搬出残土仮置場などとして使用は可能でしょうか。	本事業区域外の使用は、県等関係者と協議のうえ、他事業の支障にならない範囲で可能です。
157	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	第1工区における本事業周囲の土地利用及び整備計画については、県の御担当局と特定された事業グループによる協議の上、計画が決まると考えてよろしいでしょうか。そうでない場合は、周囲の土地利用についての計画を示していただけませんか。	緑地の全体計画については、現在策定中です。本事業区域周辺については、県において本事業計画を踏まえ園路計画等を策定する予定です。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
158	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	第1工区の事業区域外の敷地（公園等）の計画で、火気使用、宿泊（キャンプ等）の規制等、公共施設としての制約事項はありますか。	第1工区も含め都市計画緑地は、都市公園として設置管理するため、都市公園法等の関連法令の遵守が必要です。
159	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	第1工区における本事業周囲の施設整備は平成18年5月31日までに完了していると考えてよろしいでしょうか。	第1工区における本事業区域外については、平成15年度より整備に着手することとしており、平成21年度末の完成を目指しています。なお、平成18年度には概成を目指しています。
160	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	今回の建設事業において建設残土を場外処分する必要がある場合、健康文化の森内で築山用の土などとして使用していただくことは可能でしょうか。	緑地の全体計画については、現在策定中です。現時点では都市計画緑地等において処分可能と考えています。
161	要求水準書	5	第2 2 (1)敷地条件	高速道路近傍の敷地利用の規制条件があればご教示ください。	本事業においては、敷地利用について高速道路から概ね直接的な制約はないと考えています。なお、都市計画道路尼崎宝塚線等の整備に伴い、尼崎末広ランプの付替工事が行われることとなっています。また、工事に際してはその内容等により近接工事の協議が必要です。
162	要求水準書	6	第2 施設の設計及び建設に係る要求水準 2 施設全体に係る事項 (1)敷地条件 計画道路	計画道路（臨海幹線、東扇町線）のH18年までの整備完了予定範囲を、明確に計画高を含めて教えて下さい。	計画道路のうち臨海幹線の大浜線との交差点部の西側を除き整備完了予定です。計画高さは公表済みです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
163	要求水準書	6	第2 2 (1) カ 周辺イン フラ整備	(キ)の余熱に関して、民間企業からの熱供給可能容量はいくらですか？	検討を行う場合は、県へ申し出て下さい。
164	要求水準書	6	第2 2 (1) カ 周辺イン フラ整備	(ア)計画道路について、「H18年までに一部を除き整備完了予定」とありますが、具体的な整備スケジュールと、整備されない部分などをお示しください。 H18.5の施設引渡を考えた場合、工事車両の進入についての計画等で、考慮する必要があると考えております。もし、工事期間と周辺都市計画道路整備時期が重なる場合、工程計画を立てる上で重要な情報であると考えております。	質問No.162と同じです。
165	要求水準書	6	第2 2 (1) カ 周辺イン フラ整備	下水道(雨水)について、緑地内の排水管により排水とありますが、本施設の工事範囲は別途整備された緑地内排水管への接続までと考えてよろしいでしょうか。また、緑地内の排水管を別途整備されるのであれば、その位置・口径を御提示下さい。	工事範囲についてはご質問のとおりです。なお、排水計画を含む緑地の全体計画については、現在策定中であり、本事業の計画も踏まえ整備予定です。
166	要求水準書	6	第2 2 (1) カ 周辺イン フラ整備	備考1に記載のある余熱を除く本施設の工事範囲は、事業区域の境界線で各周辺インフラと取り合い、以降事業区域内のみが工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	本施設の専用利用となるインフラ整備は事業者の負担となり、それ以外のインフラ整備は県の負担となります。なお、分岐点については、各関連事業者による協議結果によります。
167	要求水準書	6	第2 2 (1) カ 周辺イン フラ整備	熱供給企業より供給される余熱(温水)の温度、供給可能な熱量及び余熱供給企業との取り合い位置を御提示下さい。	検討を行う場合は、県へ申し出て下さい。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
168	要求水準書	6	第2 2 (1) カ．周辺インフラ整備	余熱供給企業は熱供給事業者であり、公道の下を導管敷設可能なものと考えてよろしいでしょうか。今回の場合、本施設の事業者が導管を敷設することになりますが、その場合でも同様に設置可能なものと考えてよろしいでしょうか。	公道を含む引き込み工事は、事業者負担とします。なお、本事業に含まれるため、道路管理者との協議・調整に県は協力します。
169	要求水準書	6	第2 2 (1) カ．周辺インフラ整備	隣接道路だけでなく周辺の計画道路について、工事期間及び供用開始時期を具体的かつ詳細にご提示願います。	区画整理事業区域内の西堀運河東においては、平成18年度当初には計画道路のうち臨海幹線の大浜線との交差点部の西側を除き整備完了予定です。
170	要求水準書	6	第2 2 (1) カ．周辺インフラ整備	要求水準書（案）に事業用地北側の民間企業から熱供給を受けることも可能とありますが、熱供給の条件が各提案者に平等になるよう配慮して頂きたい。	当然のこととしております。
171	要求水準書	6	第2 2 (1) ク．敷地概要	敷地の引渡し条件を具体的にご提示願います。	質問No.154と同じです。
172	要求水準書	6	第2 2 (1) ク．敷地概要	敷地の土壌の汚染はないものと考えてよろしいですか。敷地の土壌の汚染が後日判明した場合、費用などリスクは県にあるものと考えてよろしいですか	ご質問のとおりです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
173	要求水準書	6	第2 2 (1) ク．敷地概要	図面でご提示された残存基礎・杭以外に後日その存在が判明した場合、費用の負担などリスクは県にあるものと考えてよろしいですか。また、敷地に関してその他ご提示されていないことが後日判明した場合、費用などリスクの負担は県にあるものと考えてよろしいですか。	設計・建設に係る事業契約書(案)に示します。
174	要求水準書	6	第2 2 (1) ク．敷地概要	(イ)敷地の造成レベルについては提案によるとありますが、提案した造成レベルで県側の負担で造成され引き渡されるものと考えてよろしいですか。その場合想定されているその工期をご提示願います。	質問No.154と同じです。
175	要求水準書	6	第2 2 (1) ク．敷地概要	敷地の現状レベルについては尼崎臨海西部土地区画整理・整地工事図面の図番3/7を参照すればよろしいですか。	ご質問のとおりです。
176	要求水準書	6	第2 2 (1)カ 周辺インフラ整備	表中「(計画)」とある項目の整備時期をお示ください。又、上水道・下水道(汚水)・下水道(雨水)・電気・都市ガス・通信の引込工事範囲は公共側(兵庫県殿)負担と考えて宜しいですか。又、公共側である場合、引込位置及び取合い点を具体的に(図示等)御指示下さい。事業者側負担であれば、引込可能位置を具体的に(図示等)御指示下さい。施設整備をするに当たり、具体的な検討に必要と考えております。	計画道路のうち臨海幹線の大浜線との交差点部の西側を除き、平成18年度当初には整備完了予定です。供給処理施設も道路整備に合わせて整備します。 また、本施設の専用利用となるインフラ整備は事業者の負担となり、それ以外のインフラ整備は県の負担となります。なお、分岐点については、各関連事業者による協議結果によります。
177	要求水準書	6	第2 2 (1)カ 周辺インフラ整備	上水道・下水道・電気・都市ガス・通信(NTT)の整備完了時期および接続・使用可能時期をお示し願います。	質問No.176と同じです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
178	要求水準書	6	第2 2 (1)カ 周辺インフラ整備	備考1に示される「施設までの引き込み」(余熱以外)は県の整備範囲と解釈してよろしいでしょうか。	質問No.166と同じです。
179	要求水準書	6	第2 2 (1)カ 周辺インフラ整備	インフラ整備に関する開発負担金、引き込み負担金等は県のご負担と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
180	要求水準書	6	第2 2 (1)-ク (1)敷地条件 ク 敷地概要	本事業区域を含む第1工区の整備指針や基本計画等があれば、ご提示願いただけませんか？たとえば、第1工区外周部の管理用道路や駐車場を整備する計画はないでしょうか？また、河川堤防に沿って管理用道路や排水溝を整備する必要はないでしょうか？	緑地の全体計画については、現在策定中です。本事業区域周辺については、県において本事業計画を踏まえ園路計画等を策定する予定です。なお、西堀運河沿いは、港湾緑地として整備することとしています。
181	要求水準書	6	第2 2 (1)敷地条件	建ぺい率、容積率の対象敷地面積は全体計画敷地(18.9ha)と考えてよろしいですか？	ご質問のとおりです。
182	要求水準書	6	第2 2 (1)敷地条件	当該事業により発生する建設残土の内良質なものは全体計画敷地(18.9ha)内に敷き均し処理は可能ですか？	緑地の全体計画については、現在策定中ですが、敷き均しは可能と考えています。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
183	要求水準書	6	第2 2 (1)敷地条件	当該事業により発生する建設残土の内場外処分する場合の条件はありますか？	建設残土については、場外処分を想定しておりません。
184	要求水準書	6	第2 2 カ 周辺インフラ整備 (キ)余熱 備考2	「余熱利用を検討する場合は県へ申し出の後、民間企業と協議すること」とありますが、県への申し出時期(期限)、方法は？	4月21日以降随時受け付けています。様式は任意とします。
185	要求水準書	8	第2 2 (3) エ 公認プール 基準	公認プールは、国際公認を取得しなくてよいのでしょうか。	50mプールについては国際公認を取得してください。25mプールについては国内公認を取得してください。
186	要求水準書	8	第2 2 (4) ア．配置計画及び 動線計画	施設内のサインに関し、全体計画区域で計画されたデザインフォームはありますか。	現時点ではありません。
187	要求水準書	8	第2 2 (4) ア配置計画及び 動線計画	第7-14号様式において、車の動線を計画するにあたって特定の制約などございましたらご提示願います。	質問No.28と同じです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
188	要求水準書	8	第2 2 (4) - ア (4)施設の配置および動線計画 ア 配置計画および動線計画	「建物のメイン入口は、北側または東側」との記述がありますが、第1工区北側および東側の計画道路に自由に車両出入口を設けられると解釈してよろしいでしょうか？また、この場合、道路構造等の設計規格・規制（退避車線や右折車線）等をご提示いただけないでしょうか？	質問No. 28と同じです。
189	要求水準書	9	第2 2 (4)イ. (ウ). 仕上げ計画(天井材)	仕上げ計画において 天井材については、プール室内は必ず天井仕上材を設けなければならないのでしょうか。同等以上の条件・性能が確保できれば、設けなくてもよろしいのでしょうか。	同等以上の条件・性能が確保されれば設けなくてよいです。
190	要求水準書	10	第2 2 (4) ウ パリアフリー対応及び利便性の確保	「(イ)視・聴覚障害者の誘導が可能な誘導表示及び音声誘導装置を備えること。」と有りますが、具体的なシステムを想定されていますか。また、施設のどの範囲まで備え付けると考えておけばよろしいでしょうか。	具体的システムは特に想定していません。自由提案としますので、創意工夫を最大限発揮して、より効率的、効果的提案を期待しています。
191	要求水準書	10	第2 2 (6)防災安全計画	本施設について、広域的な防災避難拠点とお考えでしょうか。	考えていません。一時避難地として考えています。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
192	要求水準書	11	第2 2 (7) イ 地盤調査	地盤調査について「今年度内にも追加調査を行うこととしている。(要求水準書、P11)」とありますが、これは、「平成14年度地質調査報告書(要求水準書、P6、第2、2、(1)、ク、(ウ))」をさすのでしょうか。更にこれは、「入札説明書、P13、9、(3)、カ」の「土質調査結果 ボーリング柱状図・圧密試験等」をさすのでしょうか。もしそうでない場合は、追加調査の有無と報告書の公開時期をお示しください。	ご質問のとおり、「今年度内にも追加調査を行うこととしている。(要求水準書、P11)」は、「平成14年度地質調査報告書(要求水準書、P6、第2、2、(1)、ク、(ウ))」をいい、「入札説明書、P13、9、(3)、カ」の「土質調査結果 ボーリング柱状図・圧密試験等」をさします。
193	要求水準書	10	第2 (7) ア近隣への配慮	建設工事「近隣への配慮」で作業用車両の交通問題等について御指示がありますが、43号線以南の運行経路の規制等あれば御指示願います。又工事関係の工事排水についての特別な規制があれば併せて御指示願います。	通常の建設工事と同様と考えてください。
194	要求水準書	11	第2 3施設等の機能及び性能に関する事項	メインプール室における水温調節について、通常時の使用における調節はしなくてよいということでしょうか。	通常時の使用において水温調節は必要と考えていますが、定量的な温度管理は要求しないものとします。運営計画等を踏まえ適切な機能を持った施設として提案願います。
195	要求水準書	11	第2 2 (7) ウ 各種申請等	本施設の建築基準法の申請は、計画通知となりますでしょうか、あるいは確認申請でしょうか。また、確認申請の場合、土地形質を変更することになるので事前に開発許可申請が必要となると考えてよろしいでしょうか。	基本的に建築確認になると考えています。開発許可申請等必要な手続きについては、関係機関との調整のうえ、必要に応じて申請してください。
196	要求水準書	12	第2 3 メインプール 施設 設備	「自動審判計時装置等の設備品(配線等の工事を伴うもの)」の箇所で自動審判計時装置を備品として表現しています。備品リストには自動審判計時装置は含まれていません。自動審判計時装置は備品なのでしょうか。ご教示ください。	自動審判計時装置は備品とします。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
197	要求水準書	12	第2 3 メインプール 施設 設備	電光掲示板に関しどの競技対応であるのか等掲示板の表示方式の想定があれば具体的に提示願います。	要求水準書の11ページのメインプール室の深さ、幅等の欄に記載している競技対応とします。水泳競技では、競泳、シンクロ及び水球を想定しています。アイススケート競技では、ショートトラック、フィギュアスケート及びアイスホッケーを想定しています。
198	要求水準書	12	第2 3 1. プール施設 <メインプール 施設> 設備	臨時電話回線は何回線確保すればよろしいでしょうか。	回線数の規定は特にありません。
199	要求水準書	12	第2 3 1. プール施設 <メインプール 施設> 選手控 室	アイススケートとは、どの種目を想定されているかご指示下さい。また、その種目の1チーム分の選手数をご教示下さい。	アイススケート競技としては、ショートトラック、フィギュアスケート及びアイスホッケーを想定してください。1チームの選手数についてはアイスホッケーを想定してください。
200	要求水準書	12	第2 3施設等の機能及 び性能等に関する 事項	電光掲示板は、電光表示装置のみで、大型映像装置は不要なのでしょうか。	大型映像装置は要求水準としては求めていません。
201	要求水準書	13	第2 3 メインプール 施設 監視室	プール施設の監視員室に各設備運転監視盤などの各種機器の集中管理パネルを設置することありますが、監視員室で運転監視を行う設備内容は水泳利用者側に関する設備(照明、電光掲示等)として、ろ過、水温、空調等は別室にて管理する等、運営体制に応じた計画としてもよろしいでしょうか。プール監視員室で最低限管理する必要のある項目がありましたら御提示下さい。要求水準書p.18の サブプール施設 の監視室についても同様に御教示ください。	特に指示する事項はありません。自由提案としますので、創意工夫を最大限発揮して、より効率的、効果的の提案を期待しています。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
202	要求水準書	14	第2 3 (メインプール施設 選手控室	50mプール水泳国体時の選手控室とアイススケートチームの選手控室は共用と考えてよろしいでしょうか。	共用と考えて頂いても結構です。事業者の提案によります。
203	要求水準書	14	第2 3 メインプール施設 救護室	ベッド、治療台、薬品棚を設置とありますが、救護関係は要求水準書P57の9項の備品のみを本事業の備品(県所有)で整備するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の27ページに記載のとおり、記載の備品リスト以外に必要なものは、事業者が提案に基づき事業期間中に整備し、プール施設については、県所有として管理するよう求めています。
204	要求水準書	15	貸靴室	ここには「2000足以上収納可能とする」とありますが、同水準書59ページ13.貸靴備品リストにはPCVフィギュア1300足、ホッケープロタイプ200足の計1500足です。どのように考えれば良いですか？	2000足以上収納可能と考えてください。
205	要求水準書	15	第2 3 メインプール施設 観客席	国体等各種大会時に必要となる500席分の観客席は、「のじぎく兵庫国体」と「全国障害者スポーツ大会」の期間中のみにもうけることで問題ないと考えてよろしいですか。	各種大会開催時に2000席の確保を要求しています。国体及び全国障害者スポーツ大会のみの対応ではありません。
206	要求水準書	15	第2 3 メインプール施設 観客席	国体等各種大会時に必要となる500席分のWCは、「のじぎく兵庫国体」と「全国障害者スポーツ大会」の期間中に仮設などでもうけても問題ないと考えてよろしいですか。また、その500席分のWCの整備は、事業範囲外と考えてよろしいですか。	各種大会開催時には2000席対応が必要です。国体及び全国障害者スポーツ大会時のみの対応は不可とします。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
207	要求水準書	15	第2 3 1. プール施設 <メインプール 施設> 観客席	各種大会時の仮設席は事業者が設置すると考えるべきでしょうか。国体は事業者が設置し、その後の大会では必要に応じて大会主催者が設置すると考えてよろしいでしょうか。	国体後の各種大会においても、その大会の規模等から大会主催者が申出た場合は事業者により設置することとします。
208	要求水準書	16	第2 3 サブプール施設 照度	サブプールの国体等各種大会時の照度は600ルクスでよいのでしょうか？（メインプールは1500ルクスと規定されています）	ご質問のとおりです。メインプールは、公称50m国際基準競泳プールであるため、1500ルクス以上としています。
209	要求水準書	16	第2 3 サブプール施設 設備	臨時利用が可能な電話回線とは、館内内線ですか？外線対応ですか？また、PHS等での対応は可能ですか？	外線対応とします。PHS等は不可とします。
210	要求水準書	16	第2 3 1. プール施設 <サブプール施設>	サブプールにおいて競技会で使用するコース数は、8コースと考えるよろしいですか。	最低8コースとしますが、14コース利用できることが望ましいです。
211	要求水準書	16	第2 3 1. プール施設 <サブプール施設> 設備	臨時電話回線は何回線確保すればよろしいでしょうか。	質問No.198と同じです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
212	要求水準書	16	第2 3 1. プール施設 <サブプール施設> 設備	電光掲示板の仮設は事業者が設置すると考えるべきでしょうか。	ご質問のとおりです。
213	要求水準書	18	第2 3 (選手・一般利用者供用施設 更衣室・ロッカー室	ロッカー・ドライヤーを設置とありますが、本事業の備品(県所有)で整備するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
214	要求水準書	19	第2 3 一般供用施設 エントランス ホール	傘立てを設置とありますが、本事業の備品(県所有)で整備するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
215	要求水準書	19	第2 3 選手・一般利用者供用施設 多目的更衣室	ロッカー・カーテン・ドライヤーを設置とありますが、本事業の備品(県所有)で整備するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
216	要求水準書	20	第2 3 一般供用施設 ギャラリー	ギャラリーの運営業務は、本事業に含まれないものと考えてよろしいですか。	県として要求しているスペースの運営については、本事業に含まれていると考えてください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
217	要求水準書	20	第2 3 一般供用施設 ギャラリー	ギャラリーの備品は、本事業以外で整備され则认为てよろしいですか。	県として要求しているスペースの展示品等についてはご質問のとおりです。なお、本事業として事業者が提案するものは、事業範囲に含めても良いです。
218	要求水準書	20	第2 3 一般供用施設 公衆電話	3台以上のスペースの確保を要求するもので、3台の公衆電話の設置を要求するものではないと考えてよろしいですか。また、携帯電話の普及により公衆電話の利用が極端に少ない場合の基本料金の負担は県と考えてよいですか。	スペースの確保については、ご質問のとおりです。基本料金は事業者負担とします。
219	要求水準書	21	第3 施設の機能及び性能に関する事項 その他施設 駐車場	備考欄に“大会時に臨時的に駐車場として利用できるスペースを確保すること。”とありますが、P5(1)事業者の業務範囲。ア 施設設計には、“国体等の各種大会時の臨時対応は除く”とあります。臨時対応は除くと解釈してよろしいですか。	質問No.143と同じです。
220	要求水準書	21	第2 3 その他施設 冷凍機械室	冷凍機械室にろ過装置を設置することとありますが、具体的には何をさすのでしょうか。	「ろ過装置」を「冷媒装置」に訂正します。
221	要求水準書	21	第2 3 その他施設 冷凍機械室	冷凍機械室、設備機械室にバックアップ装置を設置することとありますが、具体的には何をさすのでしょうか。	緊急時等において対応できるように、予備の機械を設置することだけではありません。機械を複数台に分けて設置するなどを含みます。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
222	要求水準書	21	第2 3 管理施設 会議研修室	ビデオ設備などを設置とありますが、本事業の備品（県所有）で整備するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
223	要求水準書	22	1 総則 第2 施設の設計及び建設に係る要求水準 3 施設等の性能及び性能等に関する事項 温浴施設	温浴施設（提案施設／屋内施設／例示）は、原則として、水着着用施設とする。」（原則として）水着着用施設とする、とありますが、原則としての解釈についてご教授下さい。	水着以外の着衣については提案によるものと考えています。
224	要求水準書	22	温浴施設	裸で入浴する浴室は提案できないと考えてよろしいですか？	温浴施設としては、基本的にはご質問のとおりですが、運動の後の汗を流す施設等として浴室の提案は可能と考えます。
225	要求水準書	22	第2 3 2 . 健康増進施設（提案施設） 温浴施設	温浴施設の要求内容には、公衆浴場法の適用を受けない施設とする。（原則として、水着着用施設とする）とありますが、利用者の健康増進を図る目的で、主浴槽やアイテム浴槽等を配置した裸利用による温浴施設を設置することは可能でしょうか。また、その際プール施設との合築は可能でしょうか。	公衆浴場法の適用を受けない施設であれば提案は可能と考えます。また、プール施設と温浴施設等健康運動施設の合築は可能です。
226	要求水準書	23	第2 4 (1) 力 . 情報通信設備	親時計、子時計は備品扱いでしょうか。	ご質問のとおりです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
227	要求水準書	23	第2 4 (1) 力・情報通信設備	監視室とは要求水準書p21の表に明記された事務室と 考えてよいでしょうか。	ご質問のような考え方で結構です。
228	要求水準書	23	第2 4 (1) キ・電光掲示板	(イ)～(I)に示される機能はメインプール施設に設 置するものだけと考えてよろしいでしょうか。サブ プール施設に設置するもの(仮設も可)にも同様の機 能が必要なのでしょうか。	要求水準としては(イ)～(I)の機能は求めておりませんが、事業者 のより良い提案を期待しています。
229	要求水準書	23	第2 4 (1)力 情報通信設備	(ウ)に各室に電話回線を引き込むこととありますが、 内線電話でよろしいでしょうか。	内線電話でも良いです。
230	要求水準書	23	第2 4(1) 力 情報通信設 備 (ウ)	施設内各室全てに電話回線を引き込み電話機を設置す る必要は無いと思われますので、電話機が必要な室に 設置すれば良いと考えてよろしいでしょうか。またそ の際、最低限設置の必要な室の指定がありましたらご 教示下さい。	電話機の設置は、自由提案とします。ただし、諸室への配線は行って ください。
231	要求水準書	24	第2 4 (1) ク・改札設備	ク 改札設備は運営業務の料金徴収計画と総合的に考 えて、場合によっては「券券機+人的対応」など弾力 的に解釈してよろしいですか？	ご質問のとおりとします。よりよい提案を期待しています。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
232	要求水準書	24	第2 4 (1) ク．改札設備	自動改札（発券による料金徴収できるもの）のことでしょうか。入退室管理だけでできればいいのでしょうか。	入退室管理の機能を有することを要求水準とします。係る以上の優れた提案を期待しています。
233	要求水準書	24	第2 4 (1) ク．改札設備	改札設備による入退室管理を実施する範囲は施設全体でしょうか。例えばプール施設だけ等最低限必要な範囲があるのでしょうか。	提案によりますが、料金徴収等、入退室管理は必要です。
234	要求水準書	24	第2 4 (1) ク．改札設備	健康増進施設（屋内・屋外）の入退室管理も実施できるものとする必要があるのでしょうか。	質問No. 233と同じです。
235	要求水準書	24	第2 4 (1) サ．テレビ電波 障害対策	電波障害調査は事業者の事業範囲内でしょうか。	ご質問のとおりです。
236	要求水準書	24	第2 4 (1) セ．屋外照明設 備	夜間使用する屋外の健康増進施設の屋外照明の照度に規定はありませんか。	特に規定はありません。施設に必要な機能を提案してください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
237	要求水準書	24	第2 4 (1)コ テレビ共同受信 設備	CATVが受信できるとありますが、CATVの引き込みは県の整備範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
238	要求水準書	24	第2 4 (2) ア．基本方針	主要な機器類は室内設置としておりますが、この記述は空調換気設備について述べているものと理解してよろしいでしょうか。施設計画によっては弾力的に屋外設置機器を計画してもよいでしょうか。	ご質問のとおりです。
239	要求水準書	24	第2 4 (2) ア．基本方針	主要な機器類は室内設置としておりますが、施設計画によっては適正な屋外仕様機器を屋外設置として計画してもよいでしょうか。	質問No.238と同じです。
240	要求水準書	24	第2 4 (2) ア．基本方針	「サブプール室の排気、製氷排熱等の利用可能なシステムにすること」とありますが、施設全体の設備計画において、トータルでのメリットが得られない場合は利用しないシステムとすることも可能でしょうか。	ご質問のとおりとしますが、その理由を提案書（第7-7号様式等）に記載してください。
241	要求水準書	25	第2 4 (3) 工．排水通気設備	プール排水は公共の雨水系統に排水してもよろしいでしょうか。	基本的に下水へ接続してください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
242	要求水準書	26	第2 4 (3) ク 循環ろ過設備	(エ) 処理水質は、その出口における濁度が0.5度以下であること(0.1度)以下が望ましい)。と記載されていますが、濁度0.1度を測定する測定器は存在するのでしょうか	存在しません。
243	要求水準書	26	第2 4 (3) ケ 熱源設備	熱源の選定理由書は第7-7号様式に記載すればよろしいでしょうか。	第7-7号または第7-8号様式に記載してください。
244	要求水準書	26	第2 4 (3) 給排水設備 ク 循環ろ過設備	(オ)「オーバーフロー水の循環系統を主たる循環系統とする場合」の定義を教えてください。	「遊泳用プールの衛生基準のあり方について(報告)平成4年4月10日厚生省生活衛生局長・プール基準検討会座長」を参照して下さい。オーバーフロー水専用の浄化装置の設置検討においては、たんや唾液等の負荷を十分勘案して下さい。
245	要求水準書	26	第2 4 (4) ア 基本方針	監視室に主防災監視装置(総合操作盤)を設置しとありますが、P21では事務室に設置するように記載があります。施設計画、運営計画と整合した事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。質問No.227を参照してください。
246	要求水準書	27	第2 5 備品等	例えば清掃用デッキブラシなど、事業期間中に買い替えが必要になってくるものの費用負担はどのように考えればよろしいですか?	清掃用具や工具等事業者が実施する各業務に必要なとなる什器備品は、本事業の維持管理費用に含めてください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
247	要求水準書	27	5備品等	別紙2に示されたプール施設に係る備品において、提案内容により同等の機能が満たされる場合には表の通りの物品を整備しなくても良いと考えてよいでしょうか？また備品に関して提案の自由が許される場合、備品に係る倉庫などもそれに見合った規模、機能として良いでしょうか？	ご意見のとおりで結構です。
248	要求水準書	27	第2 5 備品等	エントランスホール等施設の供用部分にある備品は、県所有と考えてよろしいでしょうか。	ご意見のとおりで結構です。
249	要求水準書	27	第2 5備品等	備品関係は今回どこまで入れたらよいのでしょうか。県で用意される備品はありますか。	県で用意するものではありません。本事業又は提案者の自主事業により必要な備品は全て準備してください。
250	要求水準書	27	第2 5備品等	競技団体等のルール改正等による設備機器の購入や改造に係わる費用は県の負担と考えて宜しいでしょうか？	ご意見のとおりで結構です。
251	要求水準書	27	第2 5備品等	最低必要な備品リスト(別紙2)とありますが、大会等の実情を踏まえ、運営を考慮したうえで削減案を提案してもよろしいですか。	同等の機能が満たされる場合は、提案することができます。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
252	要求水準書	28	第2 7 (2) 着工前業務	建築確認申請は建設業務でなく設計業務に含まれるのではないのでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
253	要求水準書	28	第2 7 (3)建設期間 中業務	県職員は、常駐の監理・検査は、実施しないということによろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
254	要求水準書	32	第3 1 (11)大会開 催時の維持管理 業務について	「通常業務に加えて特別に必要とされる業務」の内容について予想されるものを教えてください。	維持管理業務については、現時点では特にありません。
255	要求水準書	34	第3 4 (1)備品等の 管理	破損・損失等した備品については、県の費用で、修理・補充等を実施することによろしいでしょうか。	原則として事業者の責任及び費用において行ってください。
256	要求水準書	35	第3 6 (3)施設清掃業 務	定期清掃で「古紙等の搬出」とありますが、古紙等の月単位の量(容量域いは重量)をご指示下さい。また、搬出とは場外搬出处分も含むのか、ご指示願います。	古紙等の排出量は事業者自らが検討下さい。また、排出された古紙等の処理については、事業者自らの責任で適正に処理願います。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
257	要求水準書	36	第3 7 (2)業務の対象 範囲	天災や予見できない病虫害の繁殖等による植栽の枯損の復元費用は県の負担と考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営に係る事業契約書(案)に示します。
258	要求水準書	37	第3 8 (2) 業務の対象範囲	警備業務の対象範囲に敷地周辺が含まれていますが、周辺のおおよその範囲をご教示下さい。また、開館時間外の警備において、「近隣の迷惑となり得る退館者の警備範囲」はエリアとしてどの辺りまでを想定されていますか？事業対象範囲内での騒音などの警告、警備と考えてよろしいのですか？	警備範囲については、本事業区域内とします。周辺は含みません。
259	要求水準書	37	第3 施設維持 に係る要求水 準 8 警備業務 (2) 業務の対象範囲	警備業務の範囲が敷地周辺も含まれておりますが、明確な敷地周辺の範囲とその場所の警備内容を教えてください。また、責任のあり方により、保険の付保内容が変わるため、敷地周辺で何らかの事故等異常事態が発生した場合は責任の範囲がどこまで事業者に及びますか具体的に教えてください。	質問No.258と同じです。
260	要求水準書	37	第3 施設維持 に係る要求水 準 8 警備業務 (3) ウ. 定位置業 務	「定められた時間、施設の定位置業務に常駐し」とありますが、定められた時間とは何をさしますか 具体的に教えてください。	事業者が提出し、県の承認を得た維持管理業務計画書(警備業務計画書)に定められた内容をいいます。
261	要求水準書	40	第3 12 (2)修繕業務の 業務の対象範囲	災害による破損、明らかに第三者による事故等による破損の修復については、保険求償ができない場合でも災害復旧として県のご負担と考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営に係る事業契約書(案)に示します。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
262	要求水準書	43	第4 2 (1) 運営開始日	初年度はプール施設とスケートリンクの開始月が指定されていますが、次年度以降は全て事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書においては、両スポーツの営業期間等に特に規定は設けていませんが、夏季は水泳、冬季はアイススケートとし、転換期間の短縮により利用可能日数を増やすよう求めています。
263	要求水準書	43	第4 2 (1)運営開始日	平成18年は国体および全国障害者スポーツ大会によりほぼ10月末まで50m ² -ルが使用されます。その後アイススケートへの転換工事、製氷を行います。初年度であり試運転調整を慎重に行う必要があるため、スケート営業開始日は上記大会の日程が確定した段階で別途協議としてよろしいでしょうか。	11月中のアイススケート運営開始が望ましいですが、12月以降の運営開始とする提案でも良いです。なお、全国障害者スポーツ大会は、10月中旬の予定です。
264	要求水準書	44	第4 2 (2) 開館日	毎年、各種大会が年間25日開催されるものとして提案するとありますが、想定される各大会の開催月・規模(どのようなレベルの大会かなど)を御提示下さい。また、水泳競技大会開催時の健康増進施設(屋内・屋外)の営業に何らかの制限はありますか。同様にアイススケート競技大会開催時のサブプール施設及び健康増進施設(屋内・屋外)の営業に何らかの制限はありますか。	全県レベルの各種水泳・アイススケート大会を想定。プール施設以外の健康増進施設については、制限はありません。なお、県又は県内の公共団体等が主催する各種大会開催時はその運営に協力してください。
265	要求水準書	44	第4 2 (2) 開館日	各種大会開催日は提案時は25日として提案することとありますが、収支に反映させる条件(競技にかかわる付帯施設は全て利用して、利用料は提案により、その他収入も見込めるなど)を具体的に提示願います。	要求水準書45ページの国体及び全国障害者スポーツ大会以外の大会利用時の施設使用料のとおりです。
266	要求水準書	44	第4 2 (2)開館日(大会の日程)	プール施設における各種大会の日程は前年度の12月に決定とありますが、水泳競技およびアイススケートの双方共決定されると考えてよろしいでしょうか。	水泳競技のみと考えてください。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
267	要求水準書	44	第4 2 (3) 施設の 開館時間等	施設の開館時間の延長を前提として、提案をしたい場合、どのような手続きをとればよろしいでしょうか。(基礎審査での要求水準との合致の判断には問題ないでしょうか、また、提案すべき事業計画・収支計画での収支等の前提等はどうかしたらよろしいでしょうか。)	延長を前提とした提案で良いです。
268	要求水準書	44	第4 2 (3) 施設の開館時間 等	プール施設とアイススケートリンクに限っては開館時間が示されていますが、提案書の作成にあたっては、この時間内に限られ、その範囲外の提案をした場合は無効ということでしょうか。	延長を前提とした提案で良いです。
269	要求水準書	47	第4 6健康増進施設 (屋内)運營業務	付属施設として飲食事業(自動販売機を含む)を営業者の場合、アルコール類販売の規制や営業時間等、公共施設としての制約事項はありますか。	特にありません。
270	要求水準書	48	第4 施設の運 営に係る要求水 準 6 健康増進 施設(屋内)運 營業務 (1) 使用料金 徴収業務	「事業者は、利用者の利便性に配慮して、使用料金の徴集方法を設定すること。」とありますが、県の歳入となる「プール使用料」と「健康増進施設使用料」を一体的利用料金設定とすることは可能でしょうか。	セット料金として提案することは可能です。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
271	要求水準書	49	第4 施設の運営に関する要求水準 8 付帯業務 (2) 駐車場の運営	「事業者は、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう駐車場の運営を行うこととする。」とありますが、駐車場使用料金について無料または一定時間を無料後、超過時間について料金を徴収すると解釈してよろしいでしょうか。	質問No. 5と同じです。
272	要求水準書	49	第4 施設の運営に関する要求水準 8 付帯業務 (2) 駐車場の運営	「事業者は、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう駐車場の運営を行うこととする。」とありますが、駐車場使用料金について低廉な使用料金を徴収することは可能でしょうか。	質問No. 271と同じです。
273	要求水準書	49	第4 施設の運営に関する要求水準 8 付帯業務 (2) 駐車場の運営	「事業者は、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう駐車場の運営を行うこととする。」とありますが、駐車場使用料金について上記の収入は、「施設利用料収入」「その他収入」いずれとして扱われるものでしょうか。	有料とする場合は、施設使用料収入となります。
274	要求水準書	49	第4 8 (1) 利用者輸送車両の運営	公共交通（尼崎市バス等）における本事業に関わる路線の新設、延長の有無、それに伴うバス停の計画、団体開催時の臨時バスの停留所位置等の計画がありましたら示してください。	現時点では提示出来る計画はありません。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
275	要求水準書	49	第4 8 (1)利用者輸送車 両の運営	運營業務の中で、「利用者輸送車両業務」も含むとありますが、将来的に他の事業との関係から恒久的な運輸計画を兵庫県(又は尼崎市)として検討しているのであれば教えて頂きたい。	質問No. 274と同じです。
276	要求水準書	49	第4 8 (2)駐車場の運 営	駐車場の運営について、駐車場利用者は有料となるのでしょうかご指示をお願いします。	質問No. 5と同じです。
277	要求水準書	50	第4 施設の運 営に係る要求水 準 9 その他の業 務 (2)災害時の 対応 災害時等の避難 場所	災害時等に、県が緊急に避難場所として本施設を使用することがある、とのことですが本施設からの避難場所をご教示ください。	尼崎の森中央緑地全体を避難地と考えています。
278	要求水準書	50	第4 9 (2)災害時の 対応	災害時の対応としては、必要に応じて場所の提供と人的支援を考慮するのみとし、非常食や寝具などの備品確保は不要別途県負担と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりとします。
279	要求水準書	54	別紙2 備品リスト	プール用備品において、公認取得を目的としたリストとなっていますが、規定変更等に伴い新たに必要な備品が追加された場合は、県の負担と考えてよろしいでしょうか。	質問No. 250と同じです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
280	落札者決定基準	2	第2 4 落札者決定	落札者決定及び審査結果の理由等は公表されますでしょうか。また、特に基礎審査について、理由を確認する機会がありますでしょうか。	審査結果の講評は、公表します。
281	落札者決定基準	3	第3 4 定性的評価項目における得点化方法	得点は、細項目（表のカタカナ）毎に実施されるのでしょうか。また、細項目毎に採点される場合、その配点はどのようになっているのでしょうか。	ご理解のとおり、細項目毎での評価を予定していますが、詳細の公表は予定していません。
282	落札者決定基準	3	第3 4 定性的評価項目における得点化方法	3段階評価（A, B, C）は絶対評価によるものか、あるいは提案者間の相対評価を採用するかをご提示願えないでしょうか？また、いずれの場合でも、提案内容が平均的な水準であればCにランクされ、その項目の得点は0点になると考えてよろしいでしょうか？	評価は、事業者選定審査会でを行います。当該評価項目において優れているとは認められない場合にCランクと評価されます。
283	落札者決定基準	2	第3 定量化審査 4 定性的評価項目における得点化方法	ABCの評価は、提案者の相対評価（順位）か、絶対評価かどちらですか？	評価は、事業者選定審査会でを行います。
284	落札者決定基準	4	第3 表 定量化審査の項目および配点	審査項目ごとの配点が大きいようですが、配点が細分化されるのでしょうか？また、その場合、採点細目ごとの配点を提示いただけないでしょうか。たとえば、施設計画の配点は13点ですが、ア～カで提示された評価細目ごとの配点は設定されているのでしょうか？また、配点細目がない場合、施設計画の項目は13点、6.5点、0点のいずれかに評価採点されると考えるべきでしょうか？	質問No. 281と同じです。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
285	基本協定書 (案)	1	基本契約との関係	本、基本協定において、基本契約に関する記載がありませんが、基本協定と基本契約との関係は、どのような関係となりますか？ご教示下さい。	基本協定書はPFI事業において、通常要求される基本協定書であり、落札者の選定後直ちに、落札者が設立するSPCに県との間で本事業において整備するプール施設及び健康増進施設（以下「本件施設」という。）の設計、建設及び引渡しを主な内容とする契約（以下「設計・建設に係る事業契約」という。）を締結させることに向けた県及び落札者の権利義務等を定める合意内容です。これに対して、基本契約書は、本件事業に特有の合意事項であり、SPCの設立後に、SPCと県との間で、設計・及び建設に係る事業契約及び本件施設の維持管理及び運営を主たる内容とする契約（以下「維持管理・運営に係る事業契約」という。）の締結に向けた県及び落札者の権利義務等を定める合意事項です。両者は、契約主体、契約締結時期、契約の目的等が異なります。基本契約書は、設計・建設に係る事業契約書及び維持管理・運営に係る事業契約書を統括する契約書であり、両契約書と一体となり、本件事業に係る事業契約書を構成するものということができます。
286	基本協定書 (案)	1	(当事者の義務) 第2条 第3項	「・・・甲において必要な予算を措置できた場合には、SPCと甲との間で協議し、本件施設の維持管理及び運営を主な内容とする契約を締結する。」となっていますが、予算の措置の結果によっては、契約不可も有り得るとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 2と同じです。
287	基本協定書 (案)	1	第3条	SPCの設立年月日について、以下の様に変更して頂きたいと考えますが、如何でしょうか？平成 年 月 日までに 平成 年 月 日までを目処に第5条・第7条も同様。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
288	基本協定書 (案)	1	第9条	本条において、設計・建設に係る事業契約を締結しない場合は、第8条2項における、乙の責めに帰すべき事由に該当するのでしょうか？	甲及び乙が取引関係において通常要求される程度の契約交渉義務を果たしたにもかかわらず、契約が成立しなかった場合は、甲及び乙に責めがなく契約が締結に至らなかったものとなります。ここでいう乙の責めに帰すべき事由とは、乙が契約交渉の場に出てこない場合、県が公表した公募条件の変更を求める場合等、契約交渉に入ったものとして当然に要求されてしかるべきことさえも履行しないような場合や入札制度の趣旨に反する主張を行う場合等をいいます。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
289	基本協定書 (案)	2	第6条 準備行為	設計・建設に係る事業契約の締結前に乙が実施した準備行為は、設計・建設に係る事業契約の締結後設計・建設に係るサービス購入費の対象として、出来高に加算できるということによろしいでしょうか。	成果物がある場合には、出来高に加算できます。
290	基本契約書 (案)	2	(維持管理・運営に係る事業契約の締結)第5条 第1項及び第3項	第1項において「・・・落札者の提案内容を前提として協議し、・・・」となっており、一方、第3項において、地方自治法の規定改正の際の変更が記載されています。上記の文脈について、第3項に該当することとなった場合を除き、実施内容、価格等については、落札者の提案内容が尊重される。また、第3項に該当することとなった場合においても、実質的なSPCの受益・負担は提案内容通り、と理解してよろしいでしょうか。	第3項に該当する場合以外については、ご理解のとおりです。第3項に該当する場合については、乙に公の施設の管理を委託することも想定しており、その場合には、乙が管理委託に係る責任を負担することになります。現行の入札説明書においては、乙は公の施設の施設使用料相当額を一旦、県に納付した後、維持管理・運営に係るサービス購入費として受領することになっていますが、乙が公の施設の管理者となる場合、施設使用料を直接取得することができるようになります。もっとも、施設使用料相当額の入金手続きには、差異が生じますが、最終的に乙が取得することができる金額は同じになります。
291	基本契約書 (案)	3		乙の責めに記すべき事由以外で、維持管理・運営に係る事業契約が解除された場合には、設計・建設に係る事業契約に基づく割賦支払金については、何ら変更なく100%支払われることによろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
292	契約の構成等について	7	維持管理・運営契約(その他)	本入札では向こう20年間におよぶ長期の運営収入見込みに基づき事業者の収入が組立られています。社会情勢・経済情勢の変化のめまぐるしい時代であり、周辺環境も変化していくなかで、例えば3年又は5年毎に事業者提案額を見直しできる場を設定して頂くことをご検討いただけませんかでしょうか。	基本的には、サービス購入費の増減はありませんが、維持管理・運営に係る事業契約(案)において示します。
293	契約の構成等について	7	維持管理・運営契約(不可抗力)	不可抗力の発生にともない休館となる場合は、休館期間中の得べかりし収入は得られたものとして維持管理・運営に係るサービス購入費を算定いただけますでしょうか。	不可抗力の発生状況を勘案し、事業者と協議の上、県が決定します。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
294	契約の構成等について	7	維持管理・運営事業契約（法令変更）	税制変更についての負担は乙（SPC）が100%となっていますが、消費税率の変更は甲（県）の負担と考えてよろしいでしょうか。	消費税の税率変更リスクについては、100パーセント県の負担とします。
295	契約の構成等について	7	3～（維持管理・運営）事業契約書における主な約款（案）保険）	施設全体にかかる、施設総合保険（火災保険および施設賠償責任保険）は甲が付保すると考えてよろしいですか？	質問No. 56と同じです。
296	契約の構成等について	4		乙の解除権に基づき、設計・建設に係る事業契約が解除された場合、または、乙の責めに帰すべき事由なく、甲により契約が解除された場合には、甲は、甲が支払うべきサービス購入費に加え、サービス購入費の10分の1に解除となる業務に相応する費用を乙に支払うものとする等乙の帰責の場合と同等な条件で、甲に対する損害賠償等の規定が定められるものであることよろしいでしょうか。	設計・建設に係る事業契約書（案）に示します。
297	契約の構成等について	5		不可抗力により追加負担が発生した場合には、甲が費用負担するとともに、契約解除となった場合には、出来高を甲が引渡を受け、その費用を乙に支払うことよろしいでしょうか。	設計・建設に係る事業契約書（案）に示します。
298	契約の構成等について	5		破壊検査の費用・その修復に要する費用は、甲が負担することよろしいでしょうか。	契約の構成等についてP5に示すとおり、乙の費用負担となります。

入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
299	契約の構成等について	6	遅延損害金	甲乙によって、遅延の場合の遅延利息が異なる理由は何でしょうか。	兵庫県の公共工事の約款に準じています。 なお、乙責の遅延利息の率については兵庫県財務規則に規定していません。
300	契約の構成等について	7		不可抗力により、施設の補修等が必要になった場合の費用は甲が負担することでよろしいでしょうか。	契約の構成等についてP7の不可抗力による追加費用の負担割合に記載の通りとなります。
301	契約の構成等について			今後各事業契約書案が配布され、十分な時間を持って、質疑が行われ、また、落札者決定後についても、契約締結の間までに、各契約条項について協議が行われるということによろしいでしょうか。また、基本協定及び基本契約についても、各事業契約と不可分ものもであり、今後配布されると考えられる各事業契約書と同様に質疑及び協議の取扱いがされるといことによろしいでしょうか。	設計・建設に係る事業契約書（案）及び維持管理・運営に係る事業契約書案は、第2回質問の受付開始までに交付する予定です。 なお、設計・建設に係る事業契約は一般競争入札によるものであり、落札者決定後の協議において契約条件の変更等が行われることはありません。
302	（維持管理・運営）事業契約書における主な約款	8	乙の債務不履行に基づく甲の解除権（1）	「本件施設の引渡し予定日までに本件施設の維持管理体制の確立又は本件施設の運営体制の確立についての確認がとれないとき。」とありますが、以下に変更をご検討下さい。「本件施設の引渡し予定日までに本件施設の維持管理体制の確立又は本件施設の運営体制の確立についての確認がとれず、かつ確認がとれる見込みがないと認められるとき。」	維持管理・運営に係る事業契約書（案）に示します。
303	（維持管理・運営）事業契約書における主な約款	8	乙の債務不履行に基づく甲の解除権（3）	「乙が、任意に本件施設の維持管理業務又は運営業務の実施を放棄したとき。」とありますが、以下に変更をご検討下さい。「乙が本件施設の維持管理業務又は運営業務の実施を放棄し、30日間以上その状態が継続したとき。」	維持管理・運営に係る事業契約書（案）に示します。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
304	（維持管理・運営）事業契約書における主な約款	8	甲の任意解除権	甲が任意解除権を行使する場合は未払いの割賦支払金及び維持管理・運営に係るサービス購入費を支払うことはもちろんのこと損害賠償（逸失利益、金融費用を含む）も行われるという理解でよろしいでしょうか。またその場合上記残額及び費用は一括で支払われるという理解でよろしいでしょうか。（甲の任意解除のため敢えて分割で支払う必要はないのではないかと考えられるため）	甲が任意解除権を行使する場合、甲は乙に対して未払いの割賦支払金及び維持管理・運営に係るサービス購入費（ただし、維持管理業務及び運営業務の履行がなされた部分に対応するものに限定する。）を支払う義務及び任意解除により乙が被った損害を賠償する義務を負担します。損害賠償の範囲については、金融費用も含まれますが、逸失利益については含みません。割賦支払金の残額については、設計・建設に係る事業契約に基づくものであり、同契約の規定に基づいて分割払いとなりますが、その他債務については、一括にて支払うこととなります。
305	（維持管理・運営）事業契約書における主な約款	8	損害	維持管理・運営上で通常避けることができない騒音等に起因して発生する損害については、県の負担との理解でよろしいでしょうか？	維持管理・運営上で通常避けることができない騒音等がどのようなものか想定できませんが、基本的には乙の負担と考えております。
306	（維持管理・運営）事業契約書における主な約款	10	遅延利息	甲、乙では、遅延損害金の利率が異なりますが、本条が互いに相手の責による遅延の場合の損害金を規定しているものだと考えると、契約の対等性より遅延損害利率は同じであるべきではないでしょうか。	質問No. 299と同じです。
307	（維持管理・運営）事業契約書における主な約款		維持管理契約解除時のペナルティーについて	維持管理契約の解除による事業者が追うべきペナルティーにつき、ご教示ください。入札説明書P292.(1).ケにおいて示されている施設整備費の減額のみと考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営に係る事業契約書（案）に示します。
308	（設計・建設）事業契約書における主な約款	4	（甲の解除権） (1)	「正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき」とありますが、以下に修正をご検討ください。「乙が正当な理由なく業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手せず、甲が相当の期間を定めて催告しても、乙から当該遅延について甲が満足する説明が得られないとき」（催告解除が妥当ではないかと考えるため）	設計・建設に係る事業契約書（案）に示します。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
309	(設計・建設)事業契約書における主な約款	4	甲の解除権(2)	以下の文言に変更をご検討ください。「乙の責めに帰すべき事由により、プール施設又は健康増進施設を引渡し予定日までに引き渡すことが出来ないときで、かつ引き渡し予定日から30日を経過してもプール施設又は健康増進施設が引き渡せる見込みが明らかにならないと認められるとき」(約款案では引渡しが遅延した場合すぐに甲は解除権を行使出来るため)	設計・建設に係る事業契約書(案)に示します。
310	(設計・建設)事業契約書における主な約款	4	法令変更	新税の創設に係るリスク及び、消費税率等の変更リスクは、県100%として頂きたいと考えますが、如何でしょうか?	消費税の税率変更リスクについては、100パーセント県の負担とします。新税についてはその内容次第ですが、事業を行う者一般に対して適用される新税については事業者の負担とします。
311	(設計・建設)事業契約書における主な約款	4	甲の解除権(3)	本条文におけるSPCは乙でよろしいか念のため確認させて下さい。	ご指摘のとおりです。設計・建設に係る事業契約書(案)においては、乙と記載します。
312	(設計・建設)事業契約書における主な約款	4	損害賠償等 4	本項の「損害」について以下の追加をご検討下さい。「損害(本件事業に関して乙に融資する金融機関から乙が請求され得る当該融資にかかる条件変更、解約などに伴い発生する費用を含む)」	「損害」には、同契約が解除されることに伴い、乙と金融機関が締結する融資契約の条件変更等に起因して乙が金融機関から請求されることになる費用等を含むものと考えています。左記文言の追加については考えておりません。
313	(設計・建設)事業契約書における主な約款	5	6 解除に伴う措置	合格部分を分割にてお支払頂く旨を規定し頂いておりますが、一括でのお支払への変更は可能でしょうか。また、分割の場合、その期限、回数はどのようにされるのか、ご教示願います。	合格部分の買い取りについては、分割払いによるものとします。分割払いの方法については、協議によります。

入札説明書等に関する第1回質問に対する回答書

No	資料名	頁	項目	意見内容	回答案
314	(設計・建設)事業契約書における主な約款	5	解除に伴う措置 2	どのような判断に基づいて買取の判断をされるのでしょうか。	設計・建設に係る事業契約の解除原因が乙の債務不履行に基づくものでない限り、甲は合格部分の買取り義務を有します。同契約の解除原因が乙の債務不履行に基づくものである場合には、甲は合格部分を買取るか否かを自らの裁量によって判断します。
315	(設計・建設)事業契約書における主な約款	6	2、3 遅延損害金	甲、乙では、遅延損害金の利率が異なりますが、本条が互いに相手の責による遅延の場合の損害金を規定しているものだと考えると、契約の対等性より遅延損害利率は同じであるべきではないでしょうか。変更をご検討ください。	質問No. 299と同じです。
316	その他		一般事項	入札までの期間中に、県消防、所轄消防、市水道局殿等と事前の打合をさせて頂いて宜しいですか？	事業者の方が関係の所轄官庁と事前打ち合わせをされることについては、事業者が自らの責任において行うかぎり、特に問題はないと考えます。